

第4次八幡市総合計画

# 第2次実施計画

[ 平成 20 年度～平成 22 年度 ]

平成 20 年 11 月

八幡市

# 目 次

第1編 総 論 .....	1
1 計画の目的 .....	1
2 計画の性格・構成・期間 .....	1
(1)計画の性格 .....	1
(2)計画の構成 .....	1
(3)計画の期間 .....	1
第2編 施策体系別計画 .....	2
第1章 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち .....	2
第1節 人権・平和 .....	3
第2節 地域コミュニティ .....	4
第3節 市民協働 .....	5
第4節 男女共同参画 .....	7
第5節 国際理解 .....	8
第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち .....	9
第1節 保育・幼稚園 .....	10
第2節 児童・母子・父子福祉 .....	12
第3節 学校教育 .....	14
第4節 青少年健全育成 .....	17
第5節 生涯学習 .....	19
第6節 スポーツ .....	21
第7節 文化芸術 .....	23
第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち .....	25
第1節 自然環境 .....	26
第2節 生活環境 .....	27
第3節 循環型社会 .....	29
第4節 景観 .....	31
第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち .....	32
第1節 保健・医療 .....	33
第2節 地域福祉 .....	36
第3節 高齢者福祉 .....	38
第4節 障がい者福祉 .....	42
第5節 社会保障 .....	45

第5章 人がつどい、活力あふれるまち .....	46
第1節 市街地 .....	47
第2節 道路 .....	49
第3節 公共交通 .....	51
第4節 情報通信 .....	52
第5節 農業 .....	54
第6節 工業 .....	56
第7節 商業 .....	57
第8節 観光 .....	58
第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち .....	60
第1節 住宅・住環境 .....	61
第2節 上下水道 .....	63
第3節 公園・緑地・河川 .....	65
第4節 防災 .....	67
第5節 防犯・交通安全 .....	69
第6節 消防・救急 .....	70
第7節 消費生活 .....	72
第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化 .....	73
第1節 行政経営 .....	74
第2節 財政運営 .....	76
第3節 広域行政 .....	78

# 第1編 総論

## 1 計画の目的

本実施計画は、2006(平成18)年12月に策定した第4次八幡市総合計画の基本構想に掲げられた将来都市像

「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市」

～自立と協働による個性あふれるまちづくり～

と7つのまちづくりの基本目標

- (1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- (2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- (3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- (4) だれもが明るく元気に暮らせるまち
- (5) 人がつどい、活力あふれるまち
- (6) 安心して暮らせる安全で快適なまち
- (7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化

を実現していくための基本となるもので、予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

## 2 計画の性格・構成・期間

### (1) 計画の性格

基本計画に位置づけられている施策及び事業について、優先度や財政状況等を勘案し、総合計画の実現に向けた主な事業の概要・内容等を示したものです。

### (2) 計画の構成

基本計画に掲げる7つの部門別計画について、同計画の各節ごとに「基本方向」「施策体系」を示し、それに基づく「事業計画一覧」を掲載しています。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成22年度までの3カ年で、今回新たに掲載した事業や内容等を大きく変更した事業には、事業名の前に○を付けています。

## 第2編 施策体系別計画

### 第1章 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち

—人権の尊重、市民協働—

社会が成熟期を迎える、個人の生活様式や価値観の多様化が進むなかで、心ふれあう住みよい地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権を尊重し、互いを認め理解しあう姿勢をもつことが大切です。

このため、全ての人が尊重しあい、豊かな人間関係に基づいた信頼関係の深い地域づくりをめざして、さまざまな取組を進めます。

また、地方分権が進むなかで、効率的かつ個性あるまちづくりを進めていくために、健全な地域コミュニティの育成や、市民、NPO、事業者、行政の協働の仕組みづくりを通じて、市民、NPO、事業者、行政が対等な立場でよりよい地域の実現に向けた活動でまちづくりを進めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度又は19年度末時点の数値〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
自治組織への加入率	67.8%	66.7%	80.0%
NPO 法人数	12 団体	11 団体	設立に向けた積極的支援による増加を目標とする
審議会等委員の市民公募委員の比率	16.7%	15.0%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委員への女性登用比率	32.5%	30.3%	計画当初の登用比率を上昇させる目標値とする

## 第1節 人権・平和

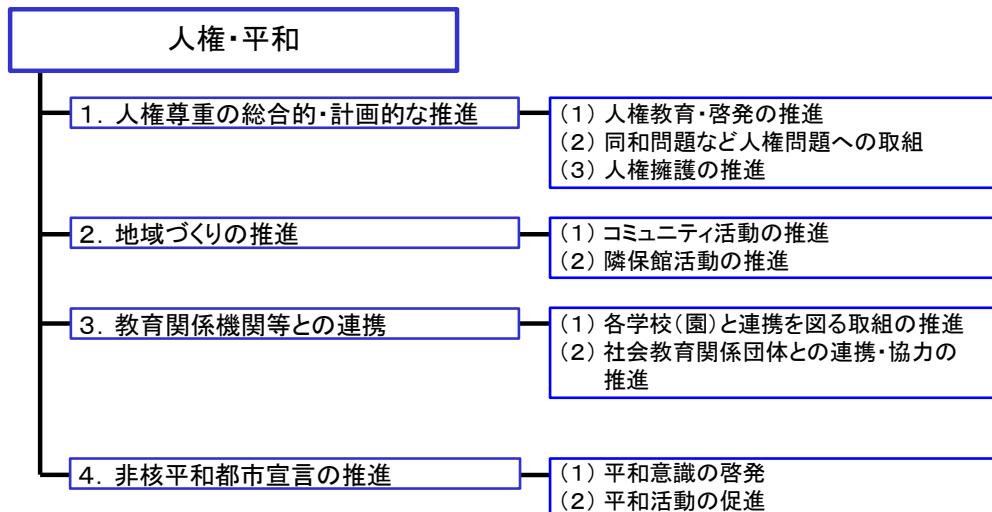
### <基本方向>

人権の尊重と平和な世界の実現は、人類共通の願いです。このため一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、啓発活動を通じて人権意識の高揚を図るとともに、市民が人権に対する理解を深め、自ら行動することを促進していく必要があります。

このため、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の正しい理解と認識を深める学習機会を拡充させるとともに、人権意識の高揚が図れるような取組を推進します。

また、恒久平和の理念に基づき、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供、市民との協働による市民主体の平和活動を推進します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発を推進し、人権文化の確立をめざした取組を推進します。

#### ◇平和意識の啓発

「非核平和都市宣言」の精神を踏まえた非核平和意識の啓発を充実し、平和に関する学習機会の拡充や情報の提供に努めます。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
八幡市人権のまちづくり推進計画の推進 (市民部 人権啓発課)	人権が大切にされるまちづくりを推進するため、あらゆる人権問題の解決に向けて取組を進める。		各種団体が行う人権啓発事業に助成 人権啓発に向けた講演会等の開催	
人権教育推進協議会活動助成 (教育部 社会教育課)	市民が主体となって取り組む、人権教育推進協議会活動を助成する。		人権週間の街頭啓発やポスター展等の活動に助成	
八幡人権・交流センター/有都交流センター管理運営 (市民部 人権啓発課)	市内 2 カ所のセンターを市民交流の拠点として各種講座の開設、相談事業、地域福祉事業等を行い地域市民の生活の改善及び向上を図る。		地域交流活性化事業(各種講座開設) 相談・地域福祉活動	
平和事業推進 (市民部 人権啓発課)	非核平和都市宣言に基づき、世界の恒久平和をめざし、非核平和都市推進協議会の活動を支援する。		平和大使派遣や平和のつどい等の活動に助成	

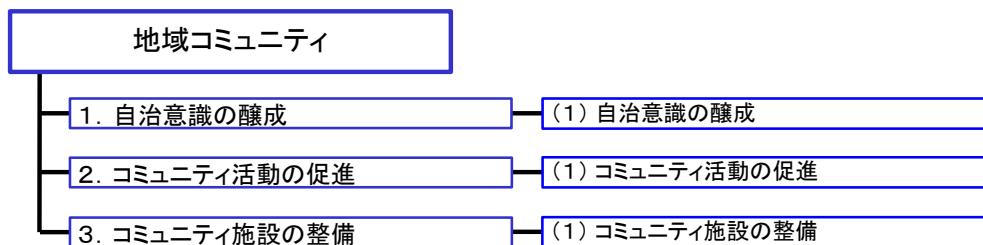
## 第2節 地域コミュニティ

### ＜基本方向＞

地方分権の進展とともにコミュニティは市民自治の基礎となるもので、市民と行政が対等のパートナーとして協働により住みよいまちづくりを進めていくためには、活発なコミュニティ活動の展開が不可欠です。

このため、自治会単位の活動はもとより、地域の特性を活かした小学校区単位での、さらには中学校区単位でのコミュニティ活動を促進するとともに、地域住民の交流を図る事業を関係機関やボランティア、NPOと連携しながら総合的に行います。さらには、地域のニーズや課題を事業課題として捉え、事業を通じて地域社会に貢献するコミュニティビジネスを追求します。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇コミュニティ活動の促進

校区単位や自治会単位でのコミュニティ活動をはじめ、学区福祉委員会や自主防災組織の活動を促進するとともに、研修や交流機会の拡充を図り、コミュニティリーダーの養成をめざします。また、自治会や各種団体との連携による活動の活性化を促進し、地域の持続的な発展につながるコミュニティビジネスの研究を行います。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
自治活動推進 (政策推進部 秘書広報課)	主体的なまちづくり活動、地域住民の交流活動、行政との連携等を担っている自治組織団体を支援する。	市民自治推進交付金等による支援 自治組織団体と行政の連絡調整会議の開催		
自治会活動保険加入料助成 (政策推進部 秘書広報課)	自治会活動の活性化及び市民との協働によるまちづくりを促進するため、自治会活動保険に助成する。	保険加入料の一部を助成		
コミュニティ施設整備等整備助成 (政策推進部 秘書広報課)	自治組織団体が行う地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備に對して助成する。	公会堂・集会所の修繕に助成		

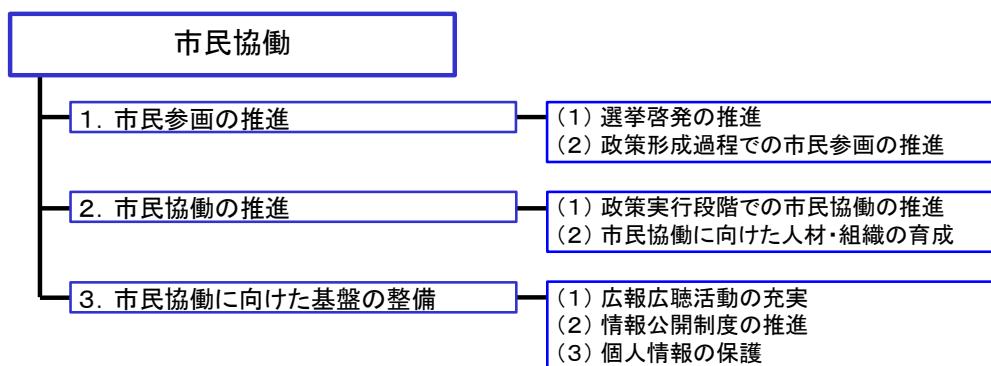
### 第3節 市民協働

#### ＜基本方向＞

市民、NPO、事業者、行政が対等の立場で協働してまちづくりを進めるため、政策の実行段階はもとより、政策の形成過程においても市民参画を推進します。そのため、市民協働の核となる施設の整備を進めるとともに、市民の声を聞きながら自治基本条例等の制定に向けた研究・検討を行います。

また、市民協働を実現するためには、開かれた市政を進めることが必要です。このため、市政の現状や課題、めざす方向等について市民に理解と認識を深めてもらえるよう、広報広聴活動や出前講座等の充実を図ります。また、個人情報の保護に十分配慮しながら、情報提供や情報公開制度の推進をめざします。

#### ＜施策体系＞



#### ＜重点取組＞

##### ◇政策形成過程での市民参画の推進

審議会等委員の市民公募の拡充、審議会など政策形成過程の市民への公開、市民の意見を政策へ反映する方法の充実など、政策形成過程での市民参画を推進するとともに、自治基本条例等の検討を行います。

##### ◇政策実行段階での市民協働の推進

市民、NPO等によるまちづくり・福祉活動を促進し、市民活動情報センターの設置を進めます。

##### ◇市民協働に向けた人材・組織の育成

情報提供等による人材の育成支援や定年退職者等の経験や技能を活かしたまちづくりを推進し、その活動拠点となる市民パートナーシップステーションやNPOセンターの設立を進めます。

#### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
選挙啓発活動 (選挙管理委員会事務局)	市民参画の基礎となる選挙への関心を高めるため、啓発活動を推進する。	明るい選挙ポスター・標語の募集 新成人に誕生日カード送付		
NPO(特定非営利活動団体)設立支援 (政策推進部 秘書広報課)	NPOの育成を図り、市民活力の醸成と市民自身の手によるまちづくりをめざすため、その設立を支援する。	市役所関連部署との調整による設立支援		
広報活動 <広報やわた発行> (政策推進部 秘書広報課)	行政情報やまちの話題等を提供し、市政への理解と関心を深めるため広報紙を発行する。	「広報やわた」毎月1回発行 広報モニターの募集	6月号から 文字を拡大	市民記者の募集

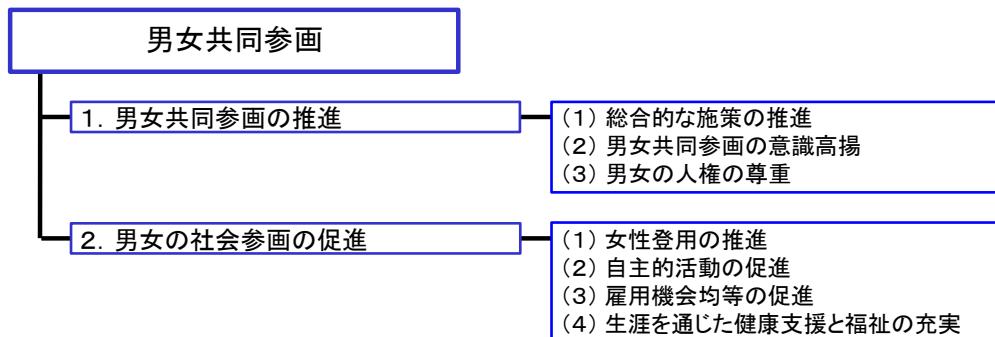
事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市ホームページ (政策推進部 秘書広報課)	インターネットを利用し、市の内外に本市の行政情報等を発信する。 <P52 情報通信参照>	行政情報の発信		
		バナー広告掲載		
		システム更新		
市民の声等 (政策推進部 秘書広報課)	「開かれた市政」「市民とともに考え歩む市政」を推進するため、市民からの提案やアイデア等を募集する。	ホームページ等からの随時募集		
		市長自身が開封する「やわた ご意見たまて箱」の設置		
出前講座 (政策推進部 秘書広報課)	市政についての理解と参加を促進するため、市職員が市民の元へ出向き行財政全般を内容とする講座を開設する。 19年度実績：30回開催、受講者 1,103人	出前講座の開設		
議会広報紙発行 <八幡市議会だより発行> (議会事務局)	市議会に対する理解と関心を深めるため広報紙を発行する。	'八幡市議会だより' 年6回発行		
情報公開・個人情報保護 (政策推進部 秘書広報課)	公正で開かれた市政の推進と市政への市民参加促進のため、個人情報を適正に取り扱うことに留意し、行政情報を開示する。 19年度実績：公文書開示請求 7件 自己情報開示請求 8件	情報公開条例運用 個人情報保護条例運用		

## 第4節 男女共同参画

### <基本方向>

男性も女性も、お互いに人権を尊重し、また、喜びも責任も分からち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。このため、男女の自立や意識の高揚を図るとともに、八幡市男女共同参画条例の制定や男女共同参画ルームの設置など女性の積極的な社会参画を促進する環境づくりを推進します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇総合的な施策の推進

八幡市男女共同参画条例を制定するとともに、「八幡市男女共同参画プラン」に基づく総合的・計画的な施策を推進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
女性政策推進 (市民部 人権啓発課)	八幡市男女共同参画プランに基づき、女性施策を総合的・計画的に推進する。	女性リーダー養成講座・男女共同参画社会啓発講座 男女共同参画条例制定	男女共同参画条例施行・運用	
女性相談窓口の開設 (市民部 人権啓発課)	DVやセクハラなど女性にかかる相談を受ける。また、在住地では相談しにくいケースに配慮し、近隣市における相互相談を行う。 19年度実績：相談件数 166 件	女性問題アドバイザーによる相談の受付		
女性団体活動助成 (市民部 人権啓発課)	女性団体の行う実践活動を支援し、男女共同参画社会の実現をめざす。	活動助成 やわた男女共同参画フェスティバル開催		
男女共同参画ルームの開設 (市民部 人権啓発課)	男女共同参画社会をめざす拠点施設として、男女共同参画ルームを開設する。	開設準備(公共施設の有効活用の中で検討) 男女共同参画関連資料購入・貸出し		

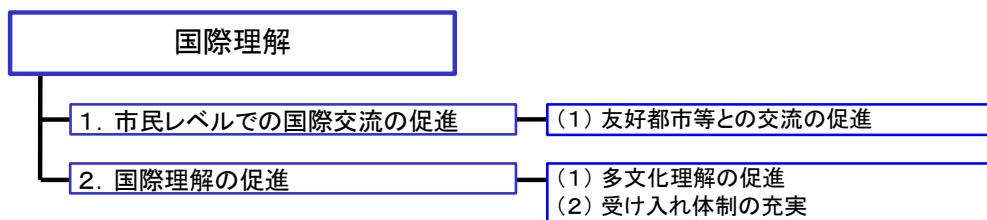
## 第5節 国際理解

### ＜基本方向＞

あらゆる分野での世界的な交流が増大するなか、外国との相互理解を深めていくためには、市民主体による地域レベルでの交流の活発化が求められています。このため、市民レベルでの国際交流機会の促進を図り、市民の国際感覚や国際的視野の高揚に努めます。

また、学校教育において国際理解教育を進めるとともに、市内在住の外国人との交流や相互理解に努めます。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇多文化理解の促進

学校教育における外国人教員の登用や国際理解教育の推進を図ります。また、市内在住の外国人との相互理解の促進や生涯学習等の取組、情報提供等を通じて多文化理解を促進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市民による友好都市交流推進 (政策推進部 秘書広報課)	友好都市協定を結んでいるアメリカのマイラン村及び中国の宝鶏市と市民主体の交流を促進する。	交流に際し市長親書を託す		
小学校英語活動の推進 (教育部 学校教育課)	英会話に対する興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、多文化や言語に対する理解を深める。 (P15 学校教育参照)	小学校3年生～6年生を対象に、年間35時間の英語活動の取組		
外国人英語指導助手招致 (教育部 教育研究所)	国際理解教育の一環として、外国人の英語指導助手を招致する。 (P16 学校教育参照)	英語フェスティバルの開催 中学校等における英語活動の実施		
公民館講座等開設 (教育部 生涯学習センター)	各地域の公民館及びコミュニティセンターにおいて教養・技術習得・学校週5日制に対応する講座など各種講座の開設を行う。また、各サークル活動の活性化を図る。 (P20 生涯学習・P53 情報通信参照)	国籍、民族、文化の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会や交流を推進する講座の開設		

## 第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち

—子育て、教育、文化芸術振興—

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、家庭はもちろんのこと、地域全体の願いでもあります。

喜びを感じ、希望をもち、安心して子どもを産み、育てられる環境整備を総合的に進めます。

そして、学校教育・社会教育の連携の重要性を踏まえ、子どもたちが社会の変化に対応できる力と豊かな人間性を身につけることができるよう、保育・教育施設、家庭、地域の連携を強化するとともに、社会全体で教育力の向上に努めます。また、子どもたちが安心して学校生活等を送れるよう施設の整備に努めます。

市民が文化・芸術・スポーツ等の活動を通じて、地域に愛着をもちながら、心豊かにうるおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、豊富な歴史・文化資源を活かしたまちづくりを進めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度又は19年度末時点の数値〕

指標	計画当初値	現状値	目標値
保育園の待機児童率	0.4%	0%	0%
子育て支援センター事業の参加人数	5,309人／年	6,199人／年	6,500人／年
市内不登校児童生徒出現率(文部科学省基準)	小学校 0.39% 中学校 4.12%	小学校 0.41% 中学校 3.13%	小学校 0% 中学校 0%
校舎・体育館の耐震化工事実施率	40.0%	59.1%	100%
「こども110番のいえ」登録数	597件	837件	1,100件
八幡市民スポーツ公園利用者数	140,419人／年	159,670人／年	142,000人／年
八幡市文化センター利用者数	147,917人／年	151,775人／年	160,000人／年

## 第1節 保育・幼稚園

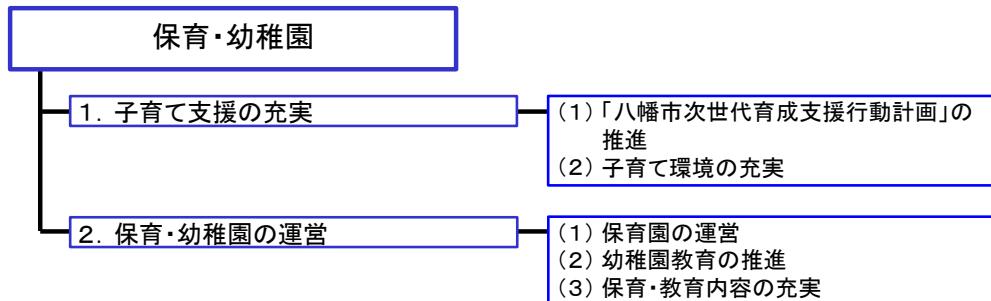
### <基本方向>

子育てと仕事を両立する家庭に対する保育内容の充実を図るとともに、家庭のみで子育てをしている人の孤立化を軽減するために、家庭保育への支援や子育て家庭の地域での交流に努めます。

教育においては、「生きる力」の基礎を育成することを基本とし、人とかかわる力や豊かな心を育て、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培っていきます。

また、保育園、幼稚園、小学校の連携を強化するとともに、地域との交流も大切に取り組んでいきます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇子育て環境の充実

子育て支援センターの充実を図るとともに、子育ての相談や情報提供による支援を行い、子育ての不安や負担の軽減に努めます。

#### ◇保育・教育内容の充実

保育園・幼稚園の共同研修や小学校との連携の強化を図るとともに、高齢者とのふれあいによる多世代交流を推進します。また、地域ぐるみでの子育て支援や多様化するニーズに対応した保育内容の充実、施設の計画的な整備を図ります。保育園・幼稚園の特性を個々に活かした一体化についても検討を行います。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
乳幼児健康支援デイサービス (福祉部 子育て支援課)	保育・幼稚園児及び小学校低学年児童が病気回復期に自宅待機を余儀なくされる期間、一時的に病院に委託し保育を実施する。 19年度実績：利用児童 延123人	京都八幡病院に委託実施		
○次世代育成支援行動計画策定 (福祉部 子育て支援課)	子育て支援など子ども達が健やかに育成されるため、現在推進している前期行動計画(平成18年度～21年度)を引き継ぐ後期行動計画を策定する。	ニーズ調査の実施・集計・分析 計画策定		計画推進
子育て支援センター運営 (福祉部 子育て支援課)	育児不安等の相談指導や育児情報の提供、子育てサークル等の育成支援など、子育て家庭に対する育児支援を行う。 19年度実績：電話・来所・出張相談件数 延1,124件	市立みその・南ヶ丘第二保育園内で開設	指月児童センター、南ヶ丘第二保育園内で開設	
子育て支援医療給付 (健康部 国保医療課)	少子化が急速に進む中、子どもを産み育てやすい環境づくりと乳幼児等の健康保持・増進を図るため医療費一部負担金に対し助成する。 <P35 保健・医療参照>	入院外：小学校就学前まで 入院：中学校卒業相当時点に達するまで		

事業名	事業内容	計画期間内の取組				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
公立保育園運営 (福祉部 子育て支援課)	生涯にわたる身体的・精神的・社会的発達の基礎を培う乳幼児期に、乳幼児の健全な心身の発達を図るため。 20年4月1日現在：入所児童数 566人	市内で6園を運営				
民間保育園振興 (福祉部 子育て支援課)	民間保育園の保育内容の充実、保育環境の向上を図るために運営費・職員給与改善・各種検診など必要な支援を行う。 20年4月1日現在：入所児童数 838人	対象6園	対象7園			
公立幼稚園運営 (教育部 子育て支援課)	小学校就学までの幼児を保育し、適切な環境を整え、心身の発達を助長する。 20年5月1日現在：園児数 575人	市内で6園を運営				
私立幼稚園就園助成 (教育部 子育て支援課)	私立幼稚園児の保護者の負担軽減を図るために就園奨励助成や市内私立幼稚園の健康診断への助成を行う。	所得区分に基づく就園奨励助成 市内3園の健康診断に助成				
保育園・幼稚園改修 (福祉部 福祉総務課)	老朽化した園舎等の改修や設備等の整備を計画的に行う。	有都保育園改修及び増築工事	有都幼稚園改修工事	—		
保育園延長保育 (福祉部 子育て支援課)	保育ニーズの多様化に対応して、正規の保育時間の前後を延長して保育を実施する。民間保育園には当該保育に対して助成する。	7:00～19:00(土曜日 18:00) 延長保育の実施				
保育園障がい児保育 (福祉部 子育て支援課)	障がい児保育の充実を図るために、公立保育園において、加配保育士を配置するとともに、民間保育園に対して助成する。	障がい児早期発見のため4歳児対象にスクリーニングを実施 加配保育士・障がい児保育カウンセラーの配置				
保育園一時保育 (福祉部 子育て支援課)	就労形態の多用化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時及び社会参加等に伴う一時的な保育を行う民間保育園に対し助成する。 19年度実績：利用人数 延1,193人	民間保育園への助成				
保育園給食 (福祉部 子育て支援課)	子どもの健全な発育等に見合った食事を家庭における食生活と連携のもと提供する。	完全給食の実施				
保育園・幼稚園の開放 (福祉部 子育て支援課) (教育部 子育て支援課)	子育て支援を目的に地域との連携を密にしながらふれあいの場、遊びの場を提供する。	園開放の推進 地域交流の推進				
幼稚園障がい児保育 (教育部 子育て支援課)	障がい児の就学前教育と発達の促進を図るために、公立幼稚園において加配教諭を配置する。	障がい児早期発見のため4歳児対象にスクリーニングを実施 加配教諭・障がい児保育カウンセラーの配置				
幼稚園預かり保育 (教育部 子育て支援課)	就労や多様な保護者のニーズに対応するため、預かり保育を実施する。 19年度実績：月預かり 延399人 一時預かり 延3,997人	公立幼稚園全園で実施				

## 第2節 児童・母子・父子福祉

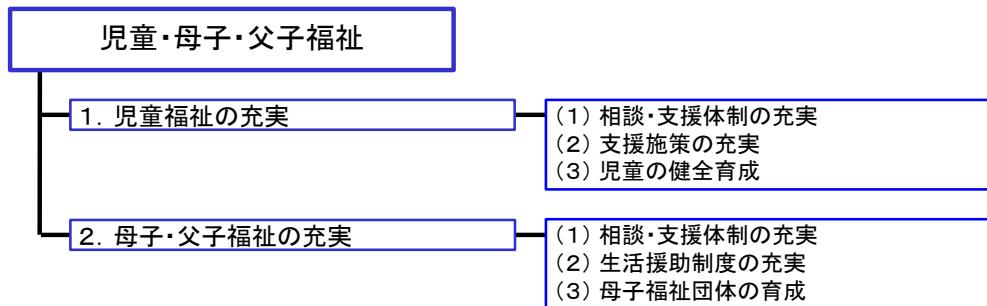
### <基本方向>

市民一人ひとりの理解と協力のもと、地域社会が一体となって子育てするまちづくりをめざし、保健・福祉や教育等の関係機関と家庭や地域、企業等との相互連携による児童の健全育成活動を促進します。

子どもたちの遊びや交流の拠点である児童館や放課後児童健全育成施設の効率的・効果的な運営に努めます。

また、ひとり親家庭においては、家庭での子育て機能が低くなりがちであり、経済的な基盤の弱さや日常生活についての不安等の解消に向け、総合的なサポート体制が望まれます。相談体制の充実や情報提供、就労支援とともに各種支援制度の活用により、ひとり親家庭の生活の安定化と経済的自立の推進に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇相談・支援体制の充実

家庭児童相談室の相談指導体制を充実するとともに、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・予防に向けた適切な対応を行います。

また、母子自立支援員を配置し、自立に必要な各種支援を行うとともに、相談指導等を担っている母子福祉推進員への助成を行います。

#### ◇児童の健全育成

「児童の権利に関する条約」等に定める児童の権利の意識啓発を行い、児童館の改修や放課後児童健全育成施設の整備を行い、生活や遊びを通した児童の健全育成を推進します。また、児童と高齢者との交流など異世代交流の機会づくりを行います。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭児童相談室運営 (福祉部 子育て支援課)	家庭相談員が、児童及び保護者に対して家庭における適正な児童養育やその他家庭児童福祉の向上を図るため、相談・指導等を行う。 19年度実績：相談件数 延 3,164 件		相談・指導の実施	
児童手当支給 (福祉部 子育て支援課)	生活の安定及び児童の健全育成のために、小学校修了前の児童の養育者に対して手当を支給する。		児童手当支給	
助産施設入所 (福祉部 子育て支援課)	経済的理由により入院助産が困難な妊娠婦を対象に助産費を助成する。 19年度実績 12人		助産費助成	

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
放課後児童健全育成 (福祉部 子育て支援課)	放課後に留守家庭の小学校低学年児童(1年生~4年生)を対象として、生活・遊びを通じた健全育成を図る。また、障がいのある児童にあっては、対象年齢を拡大して行う。 19年度実績(10施設)：児童数 延 6,178人	8 施設で実施		
児童館等管理運営 (福祉部 子育て支援課)	児童の健康の増進と豊かな情操を育むため、施設の管理・運営を行う。 19年度実績：利用人数 延 51,334人	7 施設を管理・運営		
○指月児童センター大規模改修 (福祉部 子育て支援課)	屋上防水、空調設備整備、トイレのバリアフリー化等の改修を行う。	工事設計 改修工事	—	
母子自立支援 (福祉部 子育て支援課)	母子自立支援員が、母子家庭の生活安定と自立に向けて、相談・情報提供・指導等の支援を行う。 19年度実績：相談・指導件数 延 199件	母子自立支援員配置		
母子福祉推進員活動助成 (福祉部 子育て支援課)	母子家庭及び寡婦の相談・指導等にあたる母子福祉推進員の活動を支援する。	4人(中学校区に1人)の母子福祉推進員に助成		
児童扶養手当 (福祉部 子育て支援課)	離婚等により父親と生活をともにできない児童の母親、または父親が重度の障がい者である母親、あるいは母親にかわってその児童を養育している人に手当を支給する。	児童扶養手当支給		
母子家庭自立支援給付金 (福祉部 子育て支援課)	母子家庭の母の雇用安定と就職の促進を図るため、自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進給付金等を支給する。	給付金支給		
母子生活支援施設入所 (福祉部 子育て支援課)	配偶者のいない母子、またはこれに準ずる事情の母子を母子生活支援施設に入所させ、自立の促進のためその生活を支援する。	入所費助成		
母子家庭等医療給付 (健康部 国保医療課)	高校卒業相当時点までの遺児と母子・父子家庭の子及びその母または父の医療費一部負担金を助成する。(所得制限あり) 19年度実績：受診件数 19,942件 <P35 保健・医療参照>	医療費助成		
一路会活動助成 (福祉部 子育て支援課)	母子・寡婦家庭の相談やふれあい事業を行う母子福祉団体である一路会の活動を支援する。	一路会活動助成		

### 第3節 学校教育

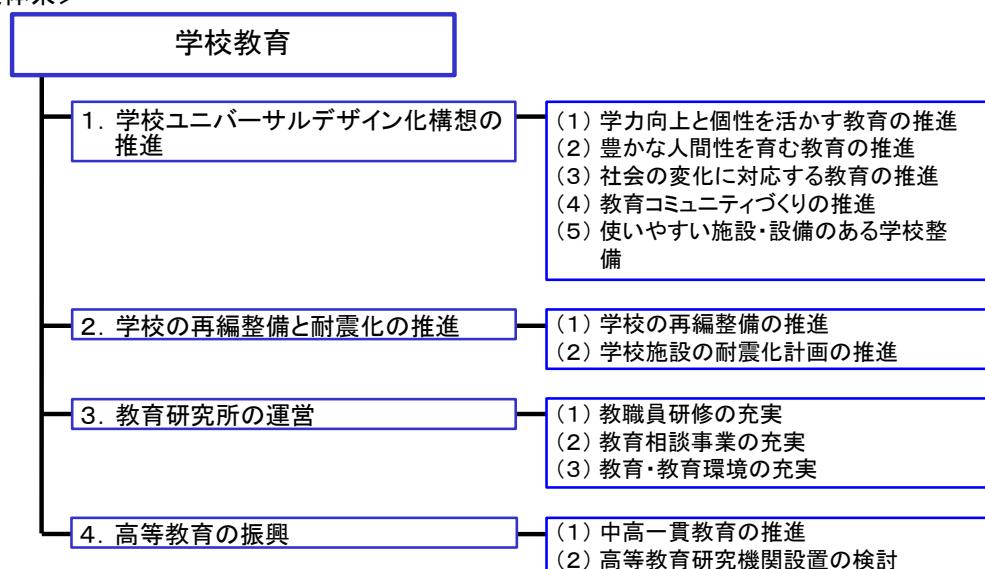
#### ＜基本方向＞

学校教育は、確かな学力、豊かな人間性、健康な体力など「主体的に生きる力としての人間力」の育成を基本とし、社会の変化に柔軟かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めます。また、地域に開かれた学校づくりを推進し、学校、家庭、地域の連携による教育環境を高めます。

「学校ユニバーサルデザイン化構想」を推進し、再編整備後の跡地利用や学校施設の耐震化の推進を図るため、具体的な計画を策定し、耐震補強工事等を進めていきます。

教育研究所における教職員研修及び教育研究事業、教育相談室及び適応指導教室の運営の充実により、本市の教育課題解決のための支援を行います。

#### ＜施策体系＞



#### ＜重点取組＞

##### ◇学校の再編整備と耐震化の推進

学校再編の推進と耐震化未実施校の耐震化を推進します。

##### ◇中高一貫教育の推進

多様な資質や能力を伸ばし、しなやかでたくましい人間性や社会性を育成する中高一貫教育を実施します。

#### ＜事業計画一覧表＞

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
小・中学校教育情報化ネットワーク (教育部 教育総務課)	教育の情報化を総合的に推進するため、コンピュータ教室の充実を図るとともに、職員室にコンピュータを配備する。		教職員用コンピュータ配備	
特別支援教育支援 (教育部 学校教育課)	発達障がいなどさまざまな障がいのある児童生徒に対して、障がいによる困難を克服するための教育を行うため、学習活動上の支援を行う「特別支援教育支援員」の計画的な派遣を行う。		小・中学校への特別支援教育支援員の派遣	
小・中学校就学援助 (教育部 学校教育課)	経済的理由によって就学困難な児童生徒に対して就学援助を行う。		学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費等の援助	

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
小学校給食運営 (教育部 学校教育課)	児童の健康の増進、体位の向上及び食育にとって重要な給食の適正かつ能率的・効果的な運営を行う。	食材を通して地域への理解を深めてもらうため「八幡産米」や地域の食材を使用		
中学校昼食サポート制度 (教育部 学校教育課)	家庭の手作り弁当を基本とする中学生の昼食に対し、諸事情により弁当を持参できない生徒のために、栄養価に配慮した業者弁当注文配送方式による昼食サポート制度を全ての中学校で実施する。	手作り弁当の補完対策 ホームページ等による制度の啓発		
京の子ども夢・未来体験活動推進 (教育部 学校教育課)	将来への夢と希望をもって、力強く生きようとする意欲や態度を育むため、職業に関する知識や技能を身に付けるなどの体験活動(キャリア教育)を実施する。	対象 小学4年生 中学2年生	—	
eスクール構想 <教育モデル推進事業> (教育部 学校教育課)	基礎学力の向上・定着と多様な個性を伸ばすことの出来る学習プログラムや指導方法、評価システムの構築等の教育モデルを各学校で開発・実施する。	教育モデル開発・推進		
特別支援教育を共に考えるつどい (教育部 学校教育課)	市民・教職員・PTA等を対象に特別支援教育の理解・啓発を図るため講演会を開催する。	講演会開催		
クラブ活動支援 (教育部 学校教育課)	各種部活動の技術向上と教育活動の活性化を図るため、広域大会等への参加や市民体育館及び文化センターの利用に対し助成を行う。	参加助成 施設使用料助成		
小学生音楽鑑賞会開催 (教育部 学校教育課)	音楽にふれあう機会を与え、豊かな情操を育てるとともに鑑賞力の向上と鑑賞マナーの取得を図る。	小学校5年生を対象に実施		
小学校陸上交歓記録会 (教育部 学校教育課)	児童の陸上運動の普及・親睦・交流を図るため、小学校6年生を対象に開催する記録会に助成を行う。	府立山城総合運動公園で開催される記録会に助成		
給食用生ごみの減量化 (教育部 学校教育課)	環境教育の一環として、生ごみ処理機で学校給食により生じる生ごみを堆肥化し、ごみ減量化とリサイクルを推進する。	事業の推進		
小学校英語活動の推進 (教育部 学校教育課)	国際化社会へ対応する子どもたちの育成のため、小学校3年生～6年生を対象に英語活動を推進し、中学校へのスムーズな接続を図る。 (P8 国際理解参照)	年間35時間の英語活動の取組		
夏の地域学校 (教育部 学校教育課)	特別支援教育の理解・啓発を図るため市内在住障がい児と普通学級児童との交流を行う。	毎年市内小学校2校で順次実施		
教育委員会広報紙 <「くすのき」発行> (教育部 教育総務課)	学校・家庭・地域で広く情報を共有するために、教育に関する情報を発信する。	年3回発行 市ホームページに掲載		
小・中学校安全対策 (教育部 学校教育課) (教育部 教育総務課)	児童生徒を対象とした犯罪に対し、防犯訓練と施設整備及び教職員の意識向上の両面から安全対策を推進する。	教職員研修 関係機関・団体等との連携 防犯訓練等実施		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
小・中学校はぐくみネット プラン (教育部 学校教育課)	児童生徒の個性を大切にした教育と地域に開かれた特色のある学校づくりを推進するため、地域社会との交流活動や実践研究を行う。 ◇ふれあいネット（世代・多文化・学校間情報交流） ◇エコネット（学校環境美化・自然環境保全） ◇支援ネット（ふれあい活動・エコ活動・人権学習・インターネット学習・クラブ活動支援）	ネット事業・実践研究 はぐくみ協議会設置・運営		
南ヶ丘教育集会所管理運営 (教育部 南ヶ丘教育集会所)	市内の児童生徒が、自学自習や家庭教育の習慣化、基礎学力の定着が図れることを願い、教育指導員や学習支援ボランティアが家庭や学校と連携しながら学習上の課題解決に向かうよう支援・助言を行う「学習支援事業」を実施する。 19年度実績 学習支援利用者(小学生～高校生) 延 5,424人	学習支援事業実施		
学校再編整備 (教育部 教育総務課) (教育部 学校教育課)	少子化社会に対応するため、過去に配置された学校を現在及び将来の児童の地域的分布に適合するよう平成18年度から5年間で8小学校・4中学校に再編する。	小学校11校から9校に再編	統合に伴う準備 備品の移設等	小学校9校から8校に再編
小・中学校整備 (教育部 教育総務課)	耐震診断結果に基づき、校舎や体育館の耐震補強及び老朽化した施設の改修を行う。 <P68 防災参照>	八幡小学校 体育館 耐震補強工事等	八幡第二小学校 耐震補強工事等	有都小学校 耐震補強工事等
男山第二中学校エコ改修 (教育部 教育総務課) (教育部 学校教育課)	二酸化炭素の排出を抑制しつつ、生徒の快適な学習環境を確保する学校施設のエコ改修と学校・地域における環境教育を一体的に行う。	第一期工事 (南校舎)	第二期工事 (北校舎)	第二期工事 (中校舎)
教職員研修・講座 (教育部 教育研究所)	教職員の資質と教育指導力の向上を図るために、教育に関する研究・研修の充実を図る。	小・中学校教職員・学校給食調理員・養護教諭・栄養教諭研修の実施		
教育相談室開設 (教育部 教育研究所)	教育研究所で不登校等の教育相談活動を行う。 ◇来所・電話相談 ◇訪宅教育相談 ◇教師に対する教育相談 19年度実績：来所・訪宅・電話相談 722回	教育相談活動の実施		
適応指導教室(エジソン 広場)開設 (教育部 教育研究所)	教育研究所において不登校児童生徒の学校復帰に向け、小集団での活動や学習を通して学校生活への適応を図る。 19年度実績：通室児童生徒数 10人 (小学生4人、中学生6人)	教室開室		
外国人英語指導助手招致 (教育部 教育研究所)	国際理解教育の一環として、外国人の英語指導助手を招致する。 <P8 国際理解参照>	外国人英語指導助手招致 1人 英語フェスティバルの開催 中学校等における英語活動の実施		

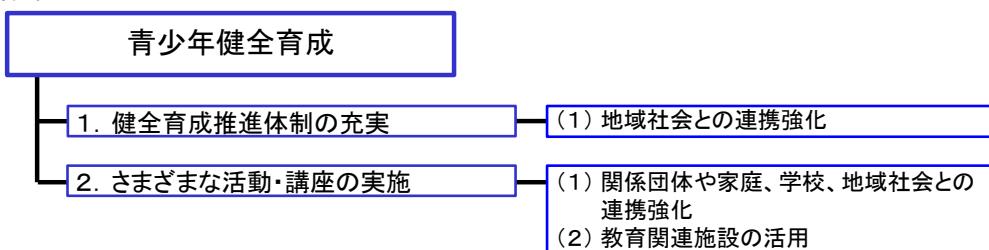
## 第4節 青少年健全育成

### <基本方向>

社会環境の移り変わりが激しく、その変動に即座に対応することが困難な社会状況にあります。

そのようななか、周辺環境の監視や整備を地域社会単位で取り組みながら、大人が子どもたちに積極的にかかりわり、同年齢だけでなく異年齢のなかで多様な活動を行う機会をつくる必要があります。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇地域社会との連携強化

関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化による環境浄化活動の充実を図るとともに、大人による子どもの見守り活動を推進します。また、「こども110番のいえ」の拡大や関係機関との連携による青少年や保護者の相談体制の充実を促進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
家庭教育推進 (教育部 社会教育課)	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実、相談体制及び地域で子育てを支援する体制の整備など、家庭教育の向上のため諸施策の充実を図る。  19年度実績：子育て講座7回開催 参加者 延 543人	子育て講座開催		
青少年育成補導委員会活動助成 (教育部 社会教育課)	青少年の非行防止や健全育成に取り組む青少年育成補導委員会の活動に対して助成する。	リーダースキヤンプ研修会等の活動助成		
成人式開催 (教育部 社会教育課)	新成人を祝い、社会人としての自覚を促すため、式典を開催する。  19年度実績：参加者 573人 対象者 760人(参加率75.4%)	成人式開催		
子ども会活動助成 (教育部 社会教育課)	家庭教育の充実が求められている今日、心豊かな子どもの育成と青少年の社会参加への意識啓発を図るために、子ども会活動に助成する。  19年度実績：33子ども会・会員4,174人	校外活動助成		
子どもまつり助成 (教育部 社会教育課)	保護者・児童・教師の交流と地域の連携を深め、児童の健全育成を図るために、子どもまつりを開催する小学校PTAに対して助成する。	9 小学校PTAに助成	8 小学校PTAに助成	

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
青少年の主張大会開催 (教育部 社会教育課)	青少年の代表が学校や家庭、地域での生活を通して考えることや思うことを全世代の市民参加のもとに発表し、互いの交流と理解による青少年の健全育成を進める。 19年度実績：発表者 16人・参加者 350人	大会を開催		
少年少女合唱団育成 (教育部 社会教育課)	音楽を通じて情操豊かな児童を育成するため、少年少女合唱団活動を推進する。	週1回（日曜日）練習 定期発表会、各種合唱祭等参加		
青少年活動 (教育部 社会教育課)	週末等における子ども達のさまざまな活動支援や高齢者等との幅広い世代間の交流や子どもの居場所づくりなど地域の実態に即した事業を実施する。 高校生は、ボランティア活動を通じて小・中学生との異年齢交流を図る。	ふれあい交流事業「カエルのたまご」実施 京のまなび教室推進事業実施	両事業を統合実施	

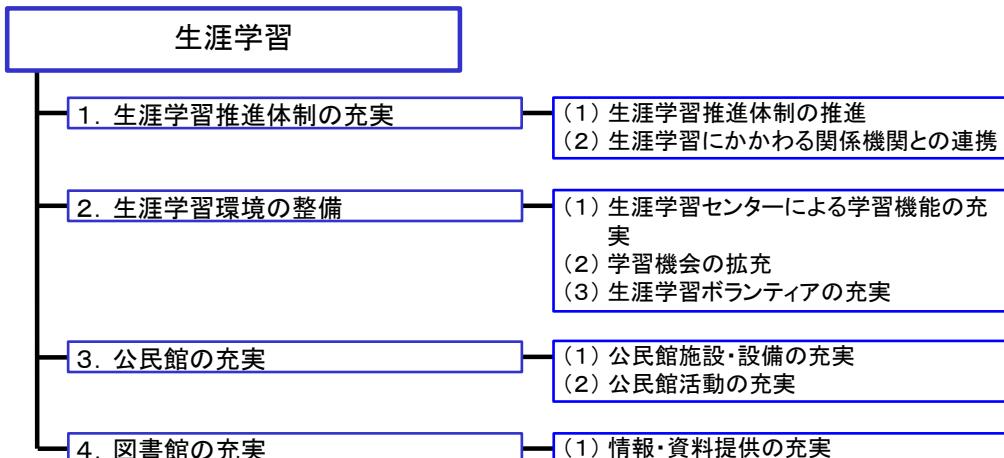
## 第5節 生涯学習

### <基本方向>

高齢社会への変遷に伴い、生活課題や市民の意識が急激に変化してきている現在、従前の講座開催の手法にとらわれず、より効率的・効果的な講座など学習機会をより多くの市民へ提供できる環境づくりをめざします。

京都府や近隣市町の図書館との協力体制を促進し、全域を一つの図書館とする発想のもとでの情報・資料提供サービスをめざします。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇生涯学習にかかる関係機関との連携

大学をはじめとする関係機関との連携を強化し、生涯学習推進体制の充実を図ります。

#### ◇生涯学習ボランティアの充実

市民の学習活動を支援する生涯学習人材バンク登録者の拡大を進め、生涯学習環境の整備を図ります。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
生涯学習センター管理運営 (教育部 生涯学習センター)	市民の学習機会の拡充を図るため、情報の発信機能等を持ち、中央公民館的な役割をあわせ持つ生涯学習の中核施設として生涯学習センターを運営する。	生涯学習センター管理運営 生涯学習センターだより発行 生涯学習人材バンクの活用		
市民交流センター管理運営 (教育部 社会教育課)	社会教育団体等の活動拠点として、その自立と活動の促進等を図り、生涯学習社会の推進をめざすため市民交流センターを運営する。	市民交流センター管理運営		
生涯学習各種講座等開設 (教育部 生涯学習センター)	各種成人講座・リカレント教育推進講座・高齢者大学・障がい者支援・男女共生講座・青少年教育など各種の生涯学習講座を開設する。 (P38 高齢者福祉参照)	市民の学習活動を支援する教室・講座等開設		

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
生涯学習フェスティバル開催 (教育部 生涯学習センター)	市民の学習活動の実践と活動発表の場として、生涯学習フェスティバルを開催する。 19年度実績：参加者 延 2,453人	講演、活動発表、展示等		
生涯学習人材バンク (教育部 生涯学習センター)	生涯学習ボランティアを募集し、人材バンクに登録。市民に広く紹介し、市民の学習活動を支援する。	市ホームページ等で募集及び紹介 市民の学習活動支援		
公民館管理運営 (教育部 生涯学習センター)	市民の生涯学習の振興を図るとともに地域コミュニティの確立に寄与するために公民館及びコミュニティセンターを管理運営する。 19年度実績 6施設利用人員 延 161,120人	公民館 4施設 コミュニティセンター2施設		
公民館講座等開設 (教育部 生涯学習センター)	各地域の公民館及びコミュニティセンターにおいて教養・技術習得・学校週5日制・家庭教育支援に対応する講座など各種講座の開設を行う。また、各サークル活動の活性化を図る。 <P8 国際理解・P53 情報通信参照>	各種講座等開設		
図書館資料(図書)等整備 (教育部 市民図書館)	市民の読書要求や調査研究に応えるため図書購入等、図書館資料を整備し、八幡・男山市民図書館で活用できるように整備する。 また、両図書館以外に自動車文庫で市内を巡回し貸出し等を行う。 19年度実績 市民1人当たり貸出冊数 7.76冊	図書等購入 インターネット蔵書検索・貸出予約システム運用 自動車文庫運行		

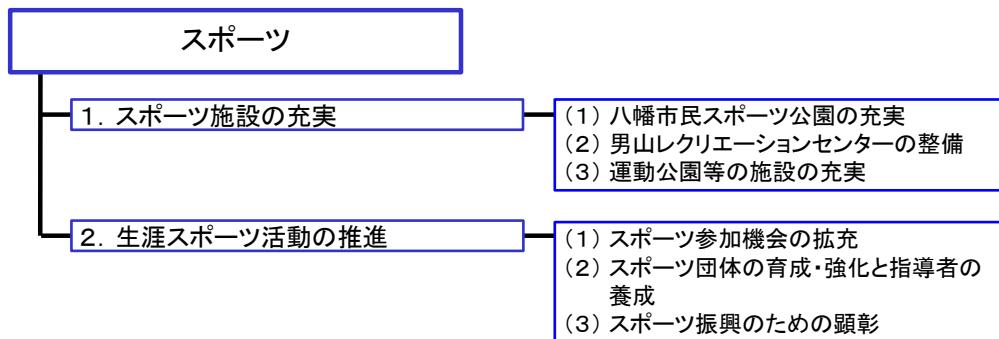
## 第6節 スポーツ

### ＜基本方向＞

スポーツは、心身の健全な発達を促し、豊かな人間性を培い、健康で明るく活力ある生活を営むうえでたいへん重要な役割を担っています。このため、スポーツ団体の育成等により、競技スポーツの振興を図るとともに、地域においてだれもが気軽にそれぞれの年齢や体力、目的に応じて親しむことができる生涯スポーツの振興を促進します。

また、多様なニーズに対応できるよう、指導者の養成やスポーツ施設の整備・拡充を進めます。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇スポーツ参加機会の拡充

小学校区単位でのスポーツ振興組織の確立を図るとともに、だれもが気軽に参加できる自治会やコミュニティ単位での地域スポーツ活動を促進するため、引き続き学校体育施設の開放を行います。また、各種スポーツ教室や大会を通じて市民の生涯スポーツへの関心と競技力の向上を推進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市民スポーツ公園運営 (都市整備部 計画・公園課)	地域スポーツの振興を図り、市民が参加しやすいスポーツの機会を提供するため、市民や競技者の交流の場として八幡市民スポーツ公園の運営を行う。	指定管理者制度による管理運営		
市民体育館運営 (都市整備部 計画・公園課)	体育の振興を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、体育館の運営を行う。	指定管理者制度による管理運営		
スポーツ教室等開催 (教育部 社会教育課)	スポーツへの参加機会の拡充と関心を高めるとともに体力の保持と技能の向上を図るため、各種のスポーツ教室・大会を開催する。	少年スポーツ教室、市民マラソン大会、ファミリースキーなど各種教室等の開催		
府民総合体育大会市町村対抗競技参加者助成 (教育部 社会教育課)	競技スポーツへの参加を図るため府民総合体育大会への参加者に対して、参加経費を助成する。 19年度実績：14競技・18種目・総合12位 250人参加	参加助成		
市民総合体育大会開催 (教育部 社会教育課)	スポーツを通じて市民相互の交流を促進するとともに、体力と競技力の向上を図るため、年間を通じて市民総合体育大会を開催する。	市民参加によるフリーエントリー制総合体育大会		

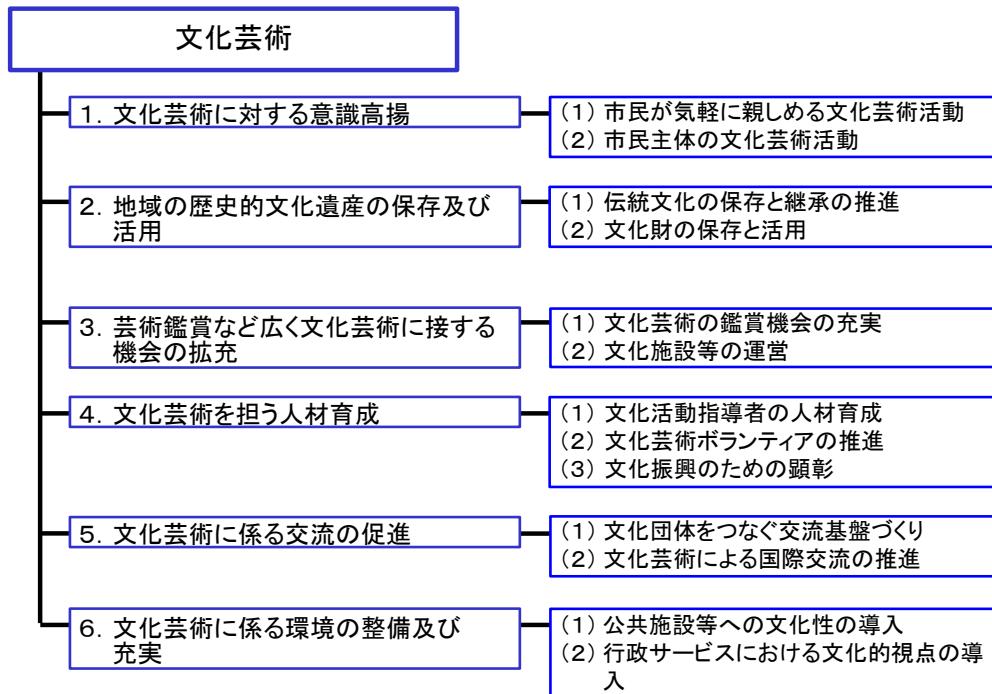
事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
学校体育施設開放 (教育部 社会教育課)	地域スポーツの振興を図るため、市内体育団体のスポーツ活動に学校の体育施設を開放する。	インターネット等からの申込みにより開放		
体育協会運営・活動助成 (教育部 社会教育課)	スポーツ・レクリエーション活動の一層の普及・振興を図るため、八幡市体育協会に助成する。	体育協会助成		
地域スポーツ振興 (教育部 社会教育課)	生涯スポーツの振興を図るため、体育指導委員の育成を図り、その指導委員が市民に対し実技の指導・助言を行う。	体育指導委員によるスポーツ振興・指導		
体育指導者講習会等開催 (教育部 社会教育課)	スポーツ指導者の養成及びその資質向上のため、ルール・技術指導・応急処置等の講習会を開催する。	講習会開催		
八幡市スポーツ賞表彰 (教育部 社会教育課)	市民の体育・スポーツの振興及び競技力の向上に資するため、スポーツの振興に貢献した個人や団体を表彰する。  19年度実績：個人 20人・団体 4団体	個人・団体の表彰		

## 第7節 文化芸術

### ＜基本方向＞

市民が文化芸術活動を通じて、郷土や地域に愛着と誇りをもちながら、心豊かにやすらぎとうるおいのある暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動を支援しつつ、貴重な文化的遺産を保存し、豊富な歴史・伝統・文化資源を活かした文化芸術都市をめざします。具体的には、市民が多様な文化芸術活動に親しみ、市民が心豊かに交流しあい、全体に文化芸術の雰囲気が漂うようなまちづくりを進めます。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇市民主体の文化芸術活動

市民が主体となった文化芸術振興を促進し、文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

#### ◇伝統文化の保存と継承の推進

地域固有の伝統文化を保存・記録し、継承・発展への支援を行います。また、地域で伝統文化を継承するために鑑賞、体験、発表できる環境づくりを推進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
文化のまちづくり (教育部 社会教育課)	市民文化の向上を図るために、優れた文化芸術の公開と創造活動の奨励・育成及び市民交流の促進を図るために、(財)やわた市民文化事業団主催の各種事業を支援する。	文化センターの指定管理者であるやわた市民文化事業団主催事業助成 文化センター開館25周年事業		
文化協会活動助成 (教育部 社会教育課)	各種文化団体の活動の活発化を図るために、八幡市文化協会に助成する。	文化協会助成		

事業名	事業内容	計画期間内の取組				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
文化芸術振興 (教育部 社会教育課)	心やすらぐ文化芸術のまちづくりを推進し、文化芸術の振興をもって市民生活の向上に資する。	文化芸術振興会議の開催				
文化祭開催 (教育部 社会教育課)	市民による文化活動を促進するため、活動(成果)の発表の場として市民文化祭を開催する。	文化センターを中心に舞台発表・作品展示				
佐藤康光杯争奪将棋大会 (教育部 社会教育課)	本市出身の佐藤康光棋王の偉業を後世に伝えるとともに、何事も努力すれば頂点に立つことができることを学び、あわせて青少年に夢と希望を与えることを目的に将棋大会を開催する。	将棋大会開催				
		第10回の記念大会として実施				
郷土史会活動助成 (教育部 社会教育課)	郷土の歴史を研究普及かつ史跡を保護し、市の文化の向上に資するための郷土史会の活動に助成する。	郷土史会活動助成				
ずいきみこし保存会活動助成 (教育部 社会教育課)	伝統文化の保存継承を図るため、平成18年度に京都府無形民俗文化財に登録されたずいきみこし保存会の活動を助成する。	ずいきみこし保存会活動助成				
ふるさと学習館管理運営 (教育部 社会教育課)	市内遺跡等からの出土品や民具を見学し、触れることでふるさと八幡に対する意識や文化財保護意識の高揚を図るため、文化財や民具等の資料を整備し、展示・公開する。 19年度実績：来館者数1,630人 (小学生825人)	常設展示及び体験学習の実施				
文化財講座開催 (教育部 社会教育課)	文化財愛護意識の高揚を図るため、これまでの調査の成果を公開し、市民に還元する講演会等を開催する。石清水八幡宮の国宝指定に向けた支援を行う。	講演会等開催 石清水八幡宮に関する特別講演の実施				
文化財美術工芸品・古文書等調査 (教育部 社会教育課)	市内の美術工芸品(彫刻・絵画・工芸品等)や古文書の基礎資料を収集し、所蔵台帳を作成して保存・活用を図り、特に貴重なものは市指定文化財に指定する。	市内社寺等保有の美術工芸品・古文書等調査 市指定文化財への指定				
文化財保護 (教育部 社会教育課)	市内の文化財の保護を図るために、文化財の所有者等に文化財保護に要した経費に対して助成する。			石清水八幡宮等の保存・整備・修理等助成		
市内遺跡調査 (教育部 社会教育課)	開発等に伴い市内遺跡の発掘・整理調査を行うことにより、文化財の記録・保存を推進する。			発掘・整理調査 報告書作成		
文化センター運営 (教育部 社会教育課)	市民が文化活動等に利用し、交流を深める場として文化センターを運営する。			指定管理者制度による管理運営 大ホール舞台機構改修		
松花堂庭園・美術館運営 (教育部 社会教育課)	市民文化の振興に寄与するため、松花堂庭園・美術館を運営する。			指定管理者制度による管理運営		
八幡市文化賞表彰 (教育部 社会教育課)	文化の振興に貢献した個人や団体を表彰する。 19年度実績：個人2人・団体3団体			個人・団体の表彰		
○国民文化祭 (教育部 社会教育課)	平成23年に京都府で開催される第26回国民文化祭への取組を進める。			京都府と連携のもと実行委員会の設置など準備の推進		

## 第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち

### —環境保全、土地利用—

市では2002（平成14）年に「環境自治体宣言」を行い、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」にしていくことを決意しました。今後もこの宣言を大切にし、豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めていく必要があります。

このため、市民、行政、事業者が協力してごみを減らし、分別により再資源化するための取組を進めます。

また、市全体の土地利用計画を適切に運用し、保全する地域と活用する地域が明確で、快適で暮らしやすいまちづくりを進め、省エネルギーで、環境負荷の小さなまちをめざします。

さらに、まちなみや身近な河川、公園、緑地、田園等の自然が美しく保たれるよう、市民や関係機関とともに取組を進めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度の数値（※印を除く）〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
調査地点における河川のBOD環境基準達成率	100%	93.75%	100%
市域における温室効果ガス排出量	284,922t-CO <sub>2</sub> /年	*302,848t-CO <sub>2</sub> /年	200,296t-CO <sub>2</sub> /年
不法投棄件数	107件/年	131件/年	50件/年
野外の不適正な燃焼行為件数	61件/年	40件/年	20件/年
市民1人1日当たりのごみ排出量	616g	618g	598g

※18年度実績値

## 第1節 自然環境

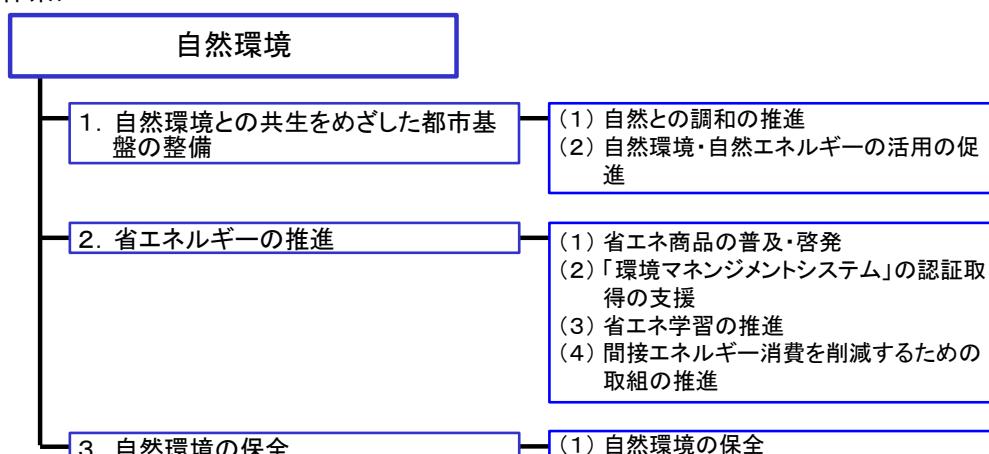
### <基本方向>

自然環境の保全や省エネルギーなど、市民一人ひとりの、また、個々の事業所の環境配慮の取組が地球環境の保全につながっており、だれもがごく当たり前のこととしてそのような取組を実行することが環境への負荷を小さくします。

自然の有り難さ、自然の大切さを、今を生きる私たちの責任として、未来の子どもたちへ引き継ぐよう、自然環境の保全や環境配慮に対する市民の意識の高揚に努めるとともに、市民、事業者、行政が一体となった取組を推進します。また、学校や市街地におけるビオトープの整備とそのネットワーク化により、動植物の生息環境の保全に努めます。

市民が快適な生活を送ることができるよう、明確な土地利用の区分を行うとともに、自然環境との共生をめざした都市基盤の整備を進めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇「環境マネジメントシステム」の認証取得の支援

事業所における認証取得の支援とともに、研修会や認証取得事業所による交流会等を実施し、省エネルギーを推進します。

#### ◇自然環境の保全

男山や寺社林など豊かな自然環境・緑地空間の保全とともに、ホタルが生息できるような自然環境の再生やビオトープの整備を図ります。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
土地利用計画の規制・都市計画決定 (都市整備部 計画・公園課)	適正な土地利用の推進のため、都市計画(市街化区域・市街化調整区域等)の見直しを行うに際し、樹林地・水辺・田園環境などの自然環境保全を図る。 (P31 景観・P48 市街地参照)	都市計画調査		
地下水保全対策 (環境経済部 環境保全課)	水資源の保全、地下水の枯渇、地盤沈下の防止を目的とした取水実態調査を行う。	地下水利用に係る実態調査		
地域省エネルギー・ビジョン推進 (環境経済部 環境保全課) (都市整備部 計画・公園課)	環境基本計画に掲げる環境項目から“エネルギー”の項目を抽出し策定した地域省エネルギー・ビジョンに基づき、市民・事業者・行政が協働してエネルギー使用量削減に向けた取組を推進する。	エネルギー使用量削減推進 みどりのつどいガーデニング講習会 (グリーンカーテンづくり)開催		

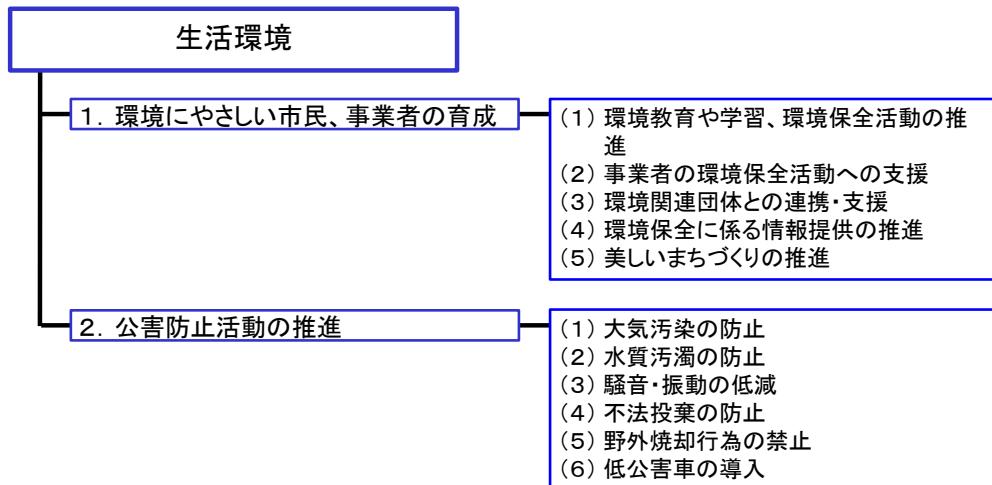
## 第2節 生活環境

### <基本方向>

環境問題は、地球規模で考え、足元から行動しなければならないと言われています。市民、事業者、行政の全てが、家庭生活や事業活動のなかで当然のこととして環境に配慮した暮らし、環境に配慮した事業活動ができるよう環境教育を行うとともに、NPOや事業者の活動を支援します。

また、大気や水の汚染、生活環境を損なう行為等の公害について、だれもが快適な生活が送れるよう、その防止に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇環境教育や学習、環境保全活動の推進

幅広い年齢層の市民を対象とした、多様な環境教育や環境学習を実施するとともに、市民による環境保全活動への支援を行います。

#### ◇美しいまちづくりの推進

「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を運用し、快適な生活環境を確保し、生活環境の美化を推進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
エコ・オフィス推進 (環境経済部 環境保全課)	環境にやさしい市役所（エコ・オフィス）をめざし、市が率先して環境保全に取り組む。 ◇取組目標 1. 庁内ごみ減量化 2. 古紙回収及び再生紙利用 3. リサイクルの推進 4. 職場の環境美化 5. 省エネルギーの推進 6. 啓発・研修の推進 7. 公共事業における環境への配慮	環境マネジメントシステム運用 (平成19年12月に環境マネジメントシステム第Ⅱステージに合格)		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市民美化活動推進 (環境経済部 環境業務課)	6月の環境月間及び9月の環境衛生週間に、市民参加による市内美化活動「まちかどのごみ」ゼロの日を実施する。	広報紙等による参加啓発 年2回の「まちかどのごみ」ゼロの日実施		
環境セミナー開催 (環境経済部 環境保全課)	環境問題への市民意識の高揚や行動を促すため、環境学習や情報の提供を行うセミナーを開催する。	環境セミナー開催(環境問題啓発)		
環境市民団体支援 (環境経済部 環境保全課)	八幡市環境基本計画に示す望ましい環境像の実現に向けた自主的な取組とパートナーシップの構築を目指して、環境保全と創造に向けて自ら活動する市民、事業者等で構成する組織を支援する。	八幡市環境市民ネット会議活動支援		
環境美化・保全活動支援 (環境経済部 環境業務課)	市内において清掃活動や環境保全の観点から食用廃油からリサイクルの手作り石鹼を広める活動をしている団体を支援する。	環境美化対策協議会活動助成 水と緑を守る市民の会活動助成		
除草指導 (環境経済部 環境保全課)	美しいまちづくりを推進するため空き地の除草指導を行う。 19年度実績：指導 290件・60,149m <sup>2</sup>	空き地除草指導 委託処理の実施		
動物飼養管理対策 (環境経済部 環境保全課)	犬の登録や狂犬病予防注射、糞の放置禁止など、動物の適正な飼養に関する啓発・指導を行うとともに、野犬対策を推進する。  19年度実績：登録数 380頭 予防注射 1,844頭	犬の登録・狂犬病予防注射実施 動物の適正飼養啓発		
クリーンシティチーム活動 (環境経済部 環境保全課)	市のイメージを高め、美しいまちづくりを推進するため、クリーンシティチーム(CCT)による美化活動を行う。	道路美化活動 不法投棄対策 地域環境美化推進		
○美しいまちづくりに関する条例啓発 (環境経済部 環境保全課)	八幡市環境基本計画の実現を図ることを目的として制定された「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を市民協働により更に実効性のあるものとする。	条例啓発 モデル地域選定 地域で選定された推進員による啓発等		
公害調査・防止活動 (環境経済部 環境保全課)	公害を防止するため、水質・大気分析・監視パトロールを行い、発生源に対する指導を図る。	大気汚染測定 河川水質・夜間水質調査 道路交通騒音・振動測定		
廃油廃液対策 (環境経済部 商工観光課)	市内の自動車処理事業所を対象に廃油等の河川流出を根絶するため、その適正管理に向けての啓発・指導を行う。	適正管理に向けた啓発・指導		
不法投棄対策 (環境経済部 環境保全課)	ごみや土砂等の廃棄物の不法投棄を防止する。	パトロール・啓発活動実施		

### 第3節 循環型社会

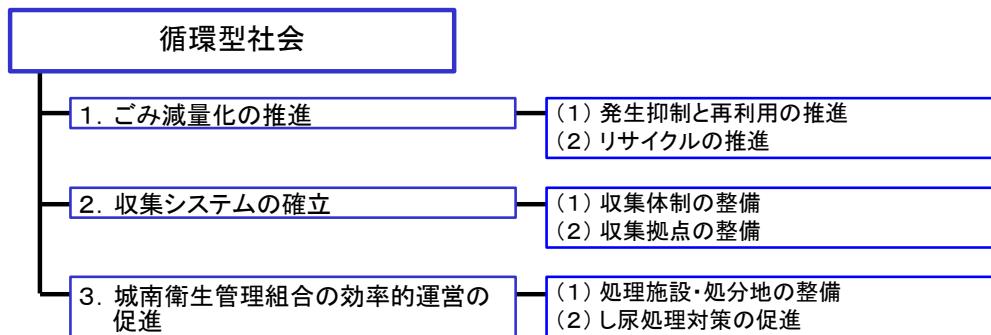
#### <基本方向>

循環型社会の形成に向けて、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

そのため、買物袋の持参など市民の取組を促進するとともに、産業廃棄物を含む事業系ごみの動向を把握し、不法投棄等が行われないよう指導に努めます。また、市民の環境学習等の拠点整備を進めます。

ごみの収集では、十分な市民合意のもと、市民サービスを低下させることなく環境に配慮した効率的な収集システムの確立をめざします。

#### <施策体系>



#### <重点取組>

##### ◇発生抑制と再利用の推進

ごみの発生抑制と再利用を推進するため、地域懇談会等の開催や買物袋持参運動を促進するとともに事業系ごみの動向の把握と指導を行い、ごみの減量化を推進します。また、ごみの有料化についても検討を行います。

##### ◇リサイクルの推進

資源物の回収を促進するとともに、環境学習の拠点となるリサイクルセンターの設置を進めます。

#### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
ごみレス・キャンペーン <ごみ出さぬイベント> (環境経済部 環境業務課)	各種イベント開催時に、参加者の出したごみは参加者自らが持ち帰る運動を推進する。	啓発推進		
買い物袋持参運動 (環境経済部 環境業務課)	レジ袋の削減を図るため、買い物には買い物袋・買い物カゴを持参する運動を推進する。	事業者・市民団体と協働のもとに推進		
分別収集推進対策 <ごみ減量化・リサイクル推進> (環境経済部 環境業務課)	ごみの減量化・再資源化をめざしごみの分別収集を行うとともに、学習機会の拡充や情報の提供により、ごみの減量化やリサイクルに関する市民意識の啓発を行う。	資源物の分別収集 ごみ減量・リサイクル推進啓発		
再資源化活動助成 (環境経済部 環境業務課)	自治会や地域子ども会等の団体が行う古紙回収等の再資源化活動に助成する。  19年度実績：交付団体 市内 55 団体 重量 2,352,160kg	古紙・古布回収 重量 1 kg 4 円支給		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
大型ごみ収集 (環境経済部 環境業務課)	平日に有料にて粗大ごみの収集を行う。また、平日不在の市民に向けて、土・日と重ならない祝日の午前中に持ち込まれた大型ごみについて受付を行う。  19年度実績：戸別収集 2,329件 持込収集(平日) 4,594件 (祝日) 545件	有料収集の実施 平日戸別収集・祝日持込受付		
家庭食用廃油の回収 (環境経済部 環境業務課)	河川等の水質汚濁防止とリサイクルのため、家庭から出る食用廃油を回収する。  19年度実績：地区ステーション26カ所 回収量 5,597リットル	回収ステーション設置		
じんかい収集車整備 (環境経済部 環境業務課)	ごみ収集の充実を図るため、環境に配慮したじんかい収集車の更新を行う。  19年度実績：4トン天然ガス車1台購入	じんかい収集車更新 2台更新 ディーゼル 天然ガス		
カラスよけネット等購入費助成 (環境経済部 環境業務課)	ごみの飛散防止と定点収集の促進を図るため、カラスよけネット等を購入した市内の自治組織等に対し、その費用を助成する。	購入費助成		
城南衛生管理組合負担金 (環境経済部 環境業務課)	本市と宇治市・城陽市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合である城南衛生管理組合の廃棄物・し尿処理に係る運営経費等を負担する。	運営・建設経費負担		

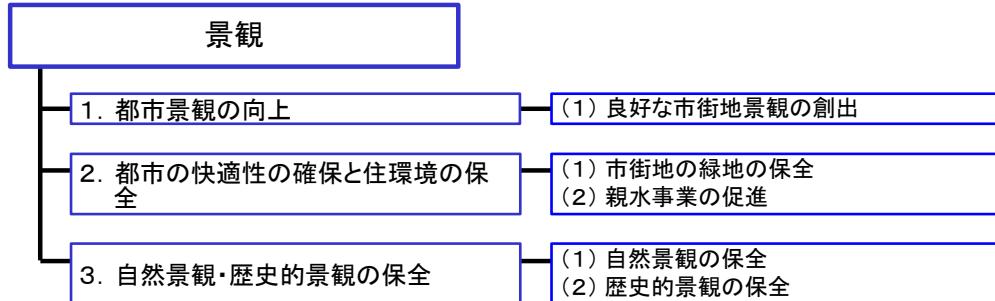
## 第4節 景観

### ＜基本方向＞

良好な景観は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活や経済活動等との調和により形成されるもので、地域固有の特性と密接に関連するものです。また、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担っています。

こうしたことから、先人が築いてきた豊かな歴史・文化を大切にし、自然と調和した安全で快適なまちづくりを進めるためにも、良好な景観の整備及び保全並びに創出を図ります。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇親水事業の促進

木津川、宇治川、桂川等の水辺に恵まれた地形を活かした水辺景観の保全と親水空間づくりを推進します。

#### ◇自然景観・歴史的景観の保全

本市のシンボルである男山の自然景観や東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的な景観の保全を図ります。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
土地利用計画の規制・都市計画決定 (都市整備部 計画・公園課)	適正な土地利用の推進のため、都市計画(市街化区域・市街化調整区域等)の見直しを行うに際し、都市景観等に配慮する。 〈P26 自然環境・P48 市街地参照〉	都市計画調査		
ふるさとの森等保全 (都市整備部 計画・公園課)	みどりを保護・育成し、生活環境の向上を図るため、「みどりの約束」を締結した土地所有者や樹木所有者に対して、支援を行う。 〈P66 公園・緑地・河川参照〉	奨励金支給による保全推進		
歴史街道推進 (環境経済部 商工観光課)	歴史、文化資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、自治体や民間企業等が参加する歴史街道推進協議会に参加する。 〈P59 観光参照〉	歴史街道推進協議会参加		
松花堂周辺道路整備 (都市整備部 道路河川課)	広域集客交流拠点である松花堂周辺整備として、歴史街道事業計画を見据え、舗装材・街灯等の景観整備を行う。 〈P50 道路参照〉	歩道整備・街灯		

## 第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち

### —健康・福祉—

少子高齢化が進行するなかで、だれもが明るく元気に暮らせるまちを実現するためには、人々が地域社会のなかでともに助け合い、支え合うことが不可欠です。また、支える側も支えられる側も、社会とのかかわりを保ちながらいきいきと暮らせるようにしていく必要があります。

そのため、保健・医療、高齢者福祉、母子・父子福祉、障がい者福祉、生活保障といった福祉の各分野において、ボランティアやN P Oをはじめとする地域コミュニティにおける福祉活動を支援していくとともに、高齢者や障がい者等の社会参画を重視した取組を進めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成 19 年度又は 19 年度末時点の数値〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
基本健康診査受診率	25.2%	25.6%	30.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42 件	42 件	62 件
福祉ボランティア登録人数	572 人	667 人	900 人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合	84.1%	84.5%	76.8%
障がい者通所施設の通所受入人数	109 人	103 人	152 人

## 第1節 保健・医療

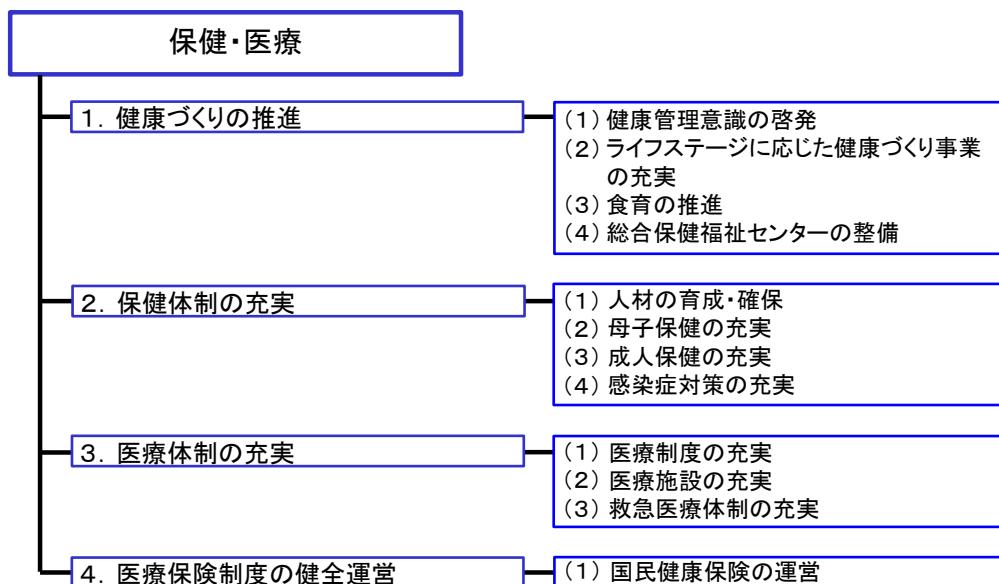
### ＜基本方向＞

高齢化の進行に伴う慢性疾患をはじめ、社会環境やライフスタイルの変化による生活習慣病、ストレス等に起因する精神的疾患等の増加に伴い、市民の健康に対する関心が高まっています。生活習慣病の一次予防を重視した取組や市民の主体的な健康づくりを支援する取組を推進するとともに、健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点を検討します。

さらに、「京都府保健医療計画」における山城北医療圏の状況と目標を踏まえ、医療機関の機能分担と連携強化により、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制づくりに努めます。特に、小児救急を含む救急医療体制については、医師会をはじめ、関係医療機関との連携のもと、少子高齢化や本市の特性に対応できるシステムの構築に努めます。

また、新たに発足する後期高齢者医療制度については、関係機関との連携を図りながら制度への適切な対応に努めます。国民健康保険については、保険料収納率の向上、医療費の適正化、保健事業活動の促進に努めます。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇健康管理意識の啓発

健康づくりに関する学習機会の拡充や情報の提供を行うとともに、市民の健康管理意識の高揚を図ります。

#### ◇食育の推進

「食」に対する意識の高揚を図るとともに、健全な食生活の実践に向けた学校や家庭、地域、関係機関の連携を強化します。

#### ◇救急医療体制の充実

小児救急医療体制の充実や高度救急医療施設等との広域的な連携を図るとともに、休日応急診療所の効率的な運営を行います。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
健康づくり推進 (健康部 健康推進課)	健康の保持・増進の普及を図るため、「歯のひろば」等健康づくりの啓発事業を行う。	歯のひろば：歯科相談・指導 市民健康づくり講座		

<事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
骨粗しょう症健診 (健康部 健康推進課)	骨粗しょう症を予防するため、18歳以上の女性を対象に、骨密度の測定や栄養・運動の指導を行う。 19年度実績：受診者 579人	健診実施		
食生活改善推進 (健康部 健康推進課)	母子保健事業等に協力し、食生活改善を通した地域の健康づくり推進活動の担い手である食生活改善推進員の活動を支援する。	各事業における調理指導 健康づくりの献立手帳作成		
母子保健指導 (健康部 健康推進課)	母子保健の向上及び子育ての中で親が抱く育児不安の解消を図るため、乳幼児の健康診査や育児健康相談、それらに伴う経過観察、妊娠婦・新生児訪問指導、マタニティスクール等を実施する。乳幼児の健診等には専門的な知識を持つ心理相談員を配置する。 また、従来の母子健康手帳とあわせて父性を育む父子健康手帳を交付する。	3カ月児・1歳6カ月児・3歳児健康診査 マタニティスクール 育児健康相談、離乳食教室 妊娠婦・新生児訪問指導 乳幼児健診における育児支援 発達健康相談 母子・父子健康手帳交付 マタニティマークの配布		
妊娠婦保健指導 (健康部 健康推進課)	妊娠婦を対象に健康診査の費用を助成する。 また、低所得者及び生活保護世帯を対象に、妊娠婦・新生児に牛乳・粉乳を支給する。	妊娠婦健康診査受診票交付 牛乳・粉乳の支給		
不妊治療給付 (健康部 健康推進課)	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療費一部負担金に対し助成する。	保険診療に係る被保険者負担額の一部助成		
健康教育 (健康部 健康推進課)	40歳から64歳までの方を対象に健康意識の向上と生活習慣改善に結びつく、実践的な健康教育の場として各種健康教室を開設する。	「動脈硬化症予防教室」など各種健康教室開催		
健康相談 (健康部 健康推進課)	生活習慣病の予防対策、健康の保持・増進を図るため年齢層に応じた健康相談を実施する。 市民健康相談：15歳～39歳の方 窓口健康相談：40歳以上の方 窓口リハビリ相談：40歳以上の方 高齢者健康相談：65歳以上の方	各種健康相談実施		
訪問指導 (健康部 健康推進課)	健康管理上訪問指導が必要と認められる40歳から64歳の方を対象に保健師・栄養士・歯科衛生士（必要に応じて作業療法士）等が訪問指導を行う。	訪問指導		
健康診査事業 <がん検診> (健康部 健康推進課)	がんの早期発見・早期治療を図るため、各種がん検診等を実施する。 ◇肝炎ウィルス検診、胃がん・子宮がん・乳がん(触診・X線)・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診	各種がん検診等実施		
○特定健康診査・特定保健指導 (健康部 健康推進課)	国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した健診及び保健指導を実施する。	特定健康診査実施 特定健康診査で発見された要保健指導者への指導の実施		
○健康診査 <後期高齢者健康診査等> (健康部 健康推進課)	75歳以上及び65歳以上で一定の障がいのある方等を対象に生活習慣病の予防・早期発見のための健康診査を実施する。	健康診査実施		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
機能訓練 (健康部 健康推進課)	医療終了後も継続して機能訓練が必要な40歳から64歳の方に訓練を実施するとともに、心身機能の低下により生じる閉じこもり等を予防し、社会参加(交流)を推進する。	医師・理学療法士・作業療法士による機能訓練指導		
結核予防 (健康部 健康推進課)	結核の発病予防と早期発見を図るため、65歳以上の方を対象に胸部レントゲン検査を実施する。	各地域でレントゲン車で実施		
予防接種 (健康部 健康推進課)	感染症予防対策として、各種予防接種を実施する。また、他市で予防接種を受けた乳幼児・高齢者に対して助成を行う。 ◇BCG・急性灰白髄炎(ポリオ)・三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・日本脳炎・インフルエンザ	集団接種または個別接種で実施		
子育て支援医療給付 (健康部 国保医療課)	少子化が急速に進む中、子どもを産み育てやすい環境づくりと乳幼児等の健康保持・増進を図るため医療費一部負担金に対し助成する。<P10 保育・幼稚園参照>	入院外：小学校就学前まで 入院：中学校卒業相当時点に達するまで		
母子家庭等医療給付 (健康部 国保医療課)	高校卒業相当時点までの遺児と母子・父子家庭の子及びその母または父の医療費一部負担金を助成する。(所得制限あり) <P13 児童・母子・父子福祉参照>	医療費助成		
障がい者自立支援医療特別対策 (福祉部 障がい福祉課)	在宅酸素療法(3級呼吸器機能障害)など障がいに伴う身体機能の低下を補うための医療を継続的に受けている身体障がい者に対し、医療費を助成する。	医療費助成		
重度心身障がい者医療給付 (健康部 国保医療課)	重度心身障がい者の健康の保持と福祉の向上を図るため医療費一部負担金を助成する。(所得制限あり)	医療費助成		
○重度心身障害老人健康管理事業 (健康部 国保医療課)	重度心身障がい老人の健康の保持と福祉の向上を図るため医療費一部負担金を助成する。(所得制限あり) 対象：長寿医療(後期高齢者医療)制度該当者	医療費助成		
老人医療給付 (健康部 国保医療課)	65歳から70歳未満の方に医療費の一部を助成する。(所得制限あり)	医療費助成		
○長寿医療(後期高齢者医療)制度 (健康部 国保医療課)	75歳以上の方並びに65歳以上で一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。	京都府内の市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営		
休日応急診療所運営 (健康部 健康推進課)	休日における応急医療を確保するために休日応急診療所を運営する。 19年度実績：診療日数71日・1,647人受診	休日応急診療所運営 ◇診療科目：内科・小児科、歯科 ◇診療日：日曜・祝日・年末年始		
献血推進 (健康部 健康推進課)	病気等で輸血を必要としている人々の生命を救う血液を確保する献血を推進する。 19年度実績：実施日等10日間・12カ所献血者数496人	日本赤十字社の献血車で実施		
国民健康保険 (健康部 国保医療課) (健康部 保険料収納課)	社会保障としての医療保険制度である国民健康保険の普及に努め、将来にわたり持続可能な制度とするため事業運営の安定を図る。 19年度実績：保険料現年収納率90.57%	資格管理、医療給付 出産育児一時金・葬祭費の給付 レセプトの点検 保険料収納対策の推進		

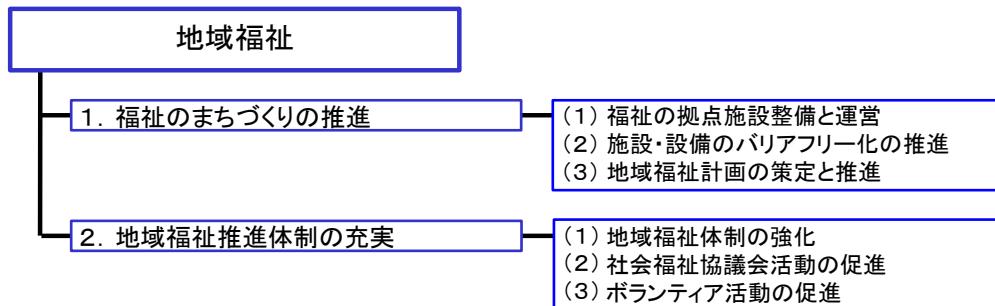
## 第2節 地域福祉

### ＜基本方向＞

だれもが社会的に孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせ、自らの生き方を主体的に選ぶことができる地域づくりの実現のため、市民との協働を基本においた地域福祉計画を策定・推進し、施設・設備についてはさらなるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの採用を進めます。

また、社会福祉協議会の活動を支援し、学区福祉委員会の活動促進やボランティアの養成、活動拠点の整備など地域福祉体制の強化を図ります。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇施設・設備のバリアフリー化の推進

公共施設・設備のバリアフリー化を推進するとともに、民間への指導・要請を行います。

#### ◇地域福祉計画の策定と推進

地域福祉計画の策定により福祉のまちづくりを推進するとともに、地域で支え合う地域福祉ネットワークの形成を図ります。

#### ◇地域福祉体制の強化

小学校区単位の学区福祉委員会の活動支援と地域の実情に応じた福祉活動を促進します。また、民生児童委員の活動を促進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
ふれあい福祉センター (福祉部 福祉総務課)	専任相談員1名を配置し、来所や電話あるいは出張・訪問により地域における要援護高齢者等の各種相談に応じ、その支援を行う。		社会福祉協議会に委託実施	
福祉センター管理運営 (福祉部 障がい福祉課)	福祉活動やボランティア活動の拠点である福祉センターを運営する。 ◇施設概要 ・ボランティア活動室 ・地域活動支援センター ・障がい児季節療育室 ・児童デイサービス ・精神障がい者いこいの場 他 19年度実績：利用者数 20団体 3,404人		福祉センター管理運営 福祉活動の推進	
有都福祉交流センター (福祉部 福祉総務課)	東部地区にて福祉機能を有するとともに乳幼児から高齢者までが地域交流の場として活用できる施設の管理運営を行う。 19年度実績：利用者数 延 15,710人		有都福祉交流センター管理運営	

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
福祉のまちづくり要綱推進 (福祉部 福祉総務課)	高齢者をはじめとし、全ての市民が安全で快適な環境で生活できるよう建物や公園等のバリアフリー化等を推進する。	八幡市福祉のまちづくり要綱に基づく事前協議の実施		
バリアフリー対策道路改良 <歩道・交差点改良> (都市整備部 道路河川課)	既設道路の段差の解消や路面改良を行い、高齢者や障がい者等の歩行状況の改善を図る。 <P50 道路参照>	歩道・交差点改良		
バリアフリー新法に基づく基本構想策定 (都市整備部 まちづくり推進課)	鉄道駅を中心に、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を定め、バリアフリー化を重点的に推進するため基本構想を策定する。 <P51 公共交通参照>	基本構想策定 協議会設置 アンケート・現地調査 パブリックコメント 実施 等	—	
地域福祉計画推進 (福祉部 福祉総務課)	みんなでつくろう やさしさとやすらぎのまちへ身近で、楽しく、いきいきと～を基本理念に、平成20年度～24年度を計画期間とする地域福祉計画を推進する。	市民・団体・事業所・行政の協働による計画の推進		
学区福祉委員会 (福祉部 福祉総務課)	地域で生活している福祉的な援助が必要な人々が日々安心して暮らせるように、地域福祉のリーダーとして地域福祉活動を推進する。	社会福祉協議会へ委託 委員会設立・運営・相互交流支援 研修会開催 等		
民生児童委員協議会活動支援 (福祉部 福祉総務課)	地域住民の福祉全般に関して、日常的に地域での生活相談・指導等を行う民生児童委員協議会活動を支援する。  19年度実績：民生委員・児童委員 150人	民生児童委員協議会活動費助成		
社会福祉協議会活動支援 (福祉部 福祉総務課)	地域住民や社会福祉関係者の参加のもと、地域福祉推進の中心としてさまざまな活動を行っている社会福祉協議会を支援する。	社会福祉協議会活動助成		

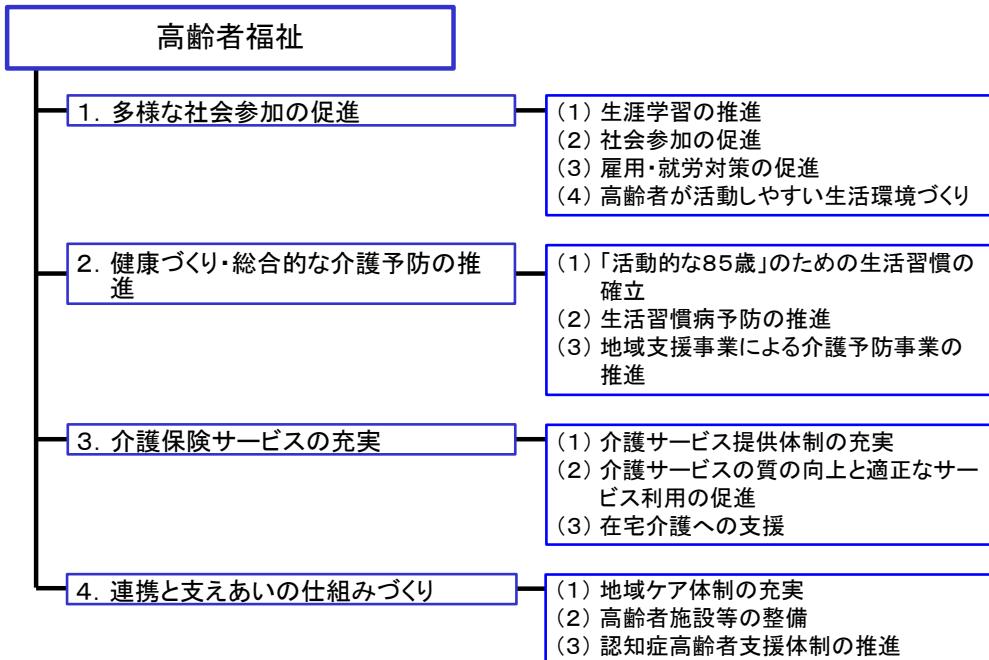
### 第3節 高齢者福祉

#### ＜基本方向＞

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、介護予防事業や一人暮らしの高齢者に対する生活支援等の保健福祉施策を推進し、生きがいづくりや社会参加が行える環境整備を進めています。また、地域住民、ボランティア等の福祉活動の充実・推進により地域で高齢者を支えていく仕組みをつくります。

介護が必要になった高齢者が必要なサービスを適切に受けることができるよう、介護保険サービスの提供体制を充実するとともに、サービスの質の向上と適正な利用を促進します。

#### ＜施策体系＞



#### ＜重点取組＞

##### ◇社会参加の促進

コミュニティを基盤とした社会参加と交流や老人クラブ活動を促進するとともに、高齢者と子どもたちとの交流を推進します。

##### ◇介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進

介護サービスの利用者及び介護者への支援や地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、介護サービス評価事業の導入を促進します。

##### ◇地域ケア体制の充実

住み慣れた地域で生活できるように、保健・医療・介護サービスの総合的な提供体制を整備するとともに、参加と協働による地域福祉ネットワーク活動を促進します。

#### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
生涯学習各種講座等開設 (教育部 生涯学習センター)	生涯学習センターや市内各公民館・コミュニティセンターで、各種の生涯学習講座を開設する。 19年度実績：高齢者大学(10回) 参加者 延 1,094 人 <P19 生涯学習参照>	八幡市高齢者大学などさまざまな講座・教室等開設		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
老人クラブ活動助成 (健康部 高齢介護課)	生きがいと健康づくりのための多様な地域社会活動等を通じて、老後の生活を豊かなものとする老人クラブ及び連合会の運営・活動に助成する。		老人クラブ活動助成	
老人福祉施設運営 (健康部 高齢介護課)	60歳以上の高齢者の憩いと交流の場、囲碁・手芸・民謡等のサークル活動や老人クラブ活動の場として施設の運営を行う。		老人憩いの家「八寿園」運営 南ヶ丘・都老人の家運営	
敬老のつどい助成 (健康部 高齢介護課)	70歳以上の高齢者を対象に、各地域が実行委員会形式で開催する「敬老のつどい」に助成する。		敬老のつどい開催経費助成	
シルバー人材センター運営支援 (健康部 高齢介護課)	高齢者の豊富な技能や経験を活かせる多様な就業機会の確保と福祉の増進を図るために、シルバー人材センターの運営を支援する。  19年度実績：会員数 546人 受注件数 延3,367件		シルバー人材センター運営事業費助成	
高齢者健康づくり推進事業助成 (健康部 高齢介護課)	高齢者が健康づくりのため、ゲートボール・グラウンドゴルフ等で公園施設等を使用する場合にその使用料を助成する。		施設等使用料助成	
地域ボランティア養成講座 (健康部 健康推進課)	高齢者を対象に介護予防に関するボランティアを養成し、地区集会所等において介護予防事業を展開する。		集中講座(運動・栄養・口腔)開催	
高齢者健康長寿普及啓発 <八幡市健康長寿教室> (健康部 健康推進課)	高齢者を対象に介護予防に関する情報提供や実技(体操・ゲーム等)を通じて参加者同士や地域の福祉委員との交流を行い、閉じこもりの防止を図る。		学区福祉委員会と連携して実施	
高齢者健康相談 (健康部 健康推進課)	高齢者を対象に介護予防についての基本的な知識を普及啓発するために健康相談を実施する。		血圧測定・尿検査・健康相談実施	
配食サービス (健康部 高齢介護課)	60歳以上のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な高齢者に配食サービスを実施する。  19年度実績：利用人数78人・延11,317食		毎週月～土曜日(祝日、年末年始除く)・昼食	
高齢者栄養改善教室 (健康部 健康推進課)	低栄養状態のおそれがある高齢者を対象に、栄養改善のための教室(講義・調理実習等)を実施する。		低栄養状態の予防・改善事業を文化センターで実施	
閉じこもり予防支援 (健康部 高齢介護課)	特定高齢者を対象に健康で生き生きとした老後が送れるよう市内の在宅介護支援センター、老人憩いの家「八寿園」において運動・レクリエーション・季節行事等による閉じこもり予防のための介護予防教室を開催する。		市内5カ所で実施	
認知症予防 (健康部 高齢介護課)	特定高齢者のうち認知症のおそれがある、またはその状態にある高齢者を対象に、認知症予防を図るため運動・レクリエーション事業などを実施する。		社会福祉協議会へ委託 老人憩いの家「八寿園」で実施	

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
運動器の機能向上 (健康部 高齢介護課)	特定高齢者を対象に転倒骨折の予防や加齢による運動器の機能低下予防・機能向上を図る。	社会福祉協議会へ委託 老人憩いの家「八寿園」で実施		
特定高齢者訪問指導 (健康部 健康推進課)	地域包括支援センターの介護予防プランに基づき、閉じこもりや認知症等のおそれがある特定高齢者を保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、相談・指導を実施する。	訪問による実態把握と指導の実施		
高齢者口腔機能向上支援 (健康部 健康推進課)	特定高齢者のうち口腔機能低下のおそれがある高齢者を対象に、口腔機能向上の教育・指導等を実施する。	京都府歯科衛生士会に委託実施		
介護保険 (健康部 高齢介護課)	65歳以上の要介護・要支援者、40歳以上の老化等に起因する疾病（特定疾病）による要介護・要支援者を対象に介護サービス（在宅・施設）及び介護予防サービスを提供する。	適正な事業運用 第4期介護保険事業計画等策定	第4期介護保険事業計画等策定	第4期計画実施
介護保険利用料助成 (健康部 高齢介護課)	介護保険制度の通所介護等の利用者が真に必要なサービスを受けることができるよう、低所得者の利用料の負担軽減を図る。	市民税非課税世帯を対象に助成		
介護給付適正化対策 (健康部 高齢介護課)	介護給付費の過誤請求等の防止に向け、事業者への指導とともに、利用者に「介護給付費通知書」を送付し、本人によるサービス利用実績の確認を行うことにより、介護給付の適正化を図る。	介護給付費通知書を送付		
高齢者介護用品助成 (健康部 高齢介護課)	要介護4または5相当の在宅高齢者等を介護している市民税非課税世帯（要介護者及び介護者の世帯）に紙おむつ等の介護用品購入経費の一部を助成する。  19年度実績：利用者数 29人	月額5,000円分の給付券交付		
家族介護者交流 (健康部 高齢介護課)	要介護高齢者等を在宅で介護している家族等に対し、介護知識・技術を習得するための教室及び精神的・身体的な負担を軽減する交流事業を実施する。  19年度実績：介護者交流会 3回 参加者 延 66人	交流会開催		
家族介護者慰労金助成 (健康部 高齢介護課)	過去1年間、介護保険サービスを利用していない（年間1週間程度の短期入所を除く）要介護4または5に相当する在宅高齢者等を介護している家族に介護慰労金を助成する。	助成額 年額 10万円		
軽度生活援助 (健康部 高齢介護課)	在宅の概ね65歳以上の高齢者等のいる低所得世帯に対し、家事などのホームヘルプサービスを実施する。	社会福祉協議会へ委託 ホームヘルパーによる家事援助、相談、助言、介護等サービス実施		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
短期入所 (健康部 高齢介護課)	概ね65歳以上の高齢者を介護する家族等が、冠婚葬祭等で一時的に介護が困難となった場合に、短期入所生活介護を実施する施設等で短期間の入所を行い、介護の継続を支援する。	介護者の身体的・精神的負担軽減のため支援		
給食サービス支援 (健康部 高齢介護課)	ボランティアが70歳以上のひとり暮らし高齢者等に毎月1回お昼のお弁当を届けることにより不安等を解消し、その状況やニーズを把握することで、福祉・地域住民との連携のとれるまちづくりをめざして社会福祉協議会が実施する給食サービス事業に支援する。 19年度実績：年12回実施 延2,136食 給食ボランティア参加者数 延1,489人	社会福祉協議会支援		
地域包括支援センター運営 (健康部 高齢介護課)	介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的なマネジメント機能を持ち、介護予防事業から介護保険サービスを受けるまでの継続的な相談支援を行う。	市内に居住する概ね65歳以上の要援護高齢者及びその家族支援 在宅介護支援センターとの連携 高齢者虐待防止ネットワークの構築		
老人保護 (健康部 高齢介護課)	在宅において養護を受けることが困難な低所得世帯の高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所を図る。	養護老人ホーム入所措置		
寝具乾燥等サービス (健康部 高齢介護課)	在宅の高齢者（概ね65歳以上）等で、寝具の衛生管理が困難な人を対象に、寝具の丸洗い・乾燥消毒サービスを実施する。 19年度実績：利用枚数 乾燥 218枚 丸洗い 114枚	社会福祉協議会へ委託		
シルバーライフラインシステム整備 (健康部 高齢介護課)	ひとり暮らし高齢者等の地域生活の継続を支援するために緊急連絡用等に通報装置を貸与し設置する。 19年度実績：設置台数 42台 年度末現在 424台	24時間対応システム管理運営		
日常生活用具給付等 (健康部 高齢介護課)	ひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活用具の給付・貸与を行う。	電磁調理器・火災警報機等の給付等		
老人憩いの家「八寿園」運営 (健康部 高齢介護課)	60歳以上の高齢者の憩いと交流の場、機能訓練や介護予防教室、社会福祉協議会によるデイサービス実施施設として老人憩いの家「八寿園」を運営する。	指定管理者制度による管理運営		
民間老人福祉施設助成 (健康部 高齢介護課)	民間老人福祉施設の建設事業資金の借入金に対して、元金補給金助成を行う。	2施設への補給金助成		
認知症高齢者見守り (健康部 高齢介護課)	認知症高齢者の増加に対応するため、地域での見守りネットワークや支援体制の構築及び権利擁護を促進する。	講演会開催		
成年後見制度利用支援 (健康部 高齢介護課)	判断能力が不十分な認知症高齢者等で、サービス利用契約、財産管理等について後見等が必要な場合、市長による後見人等審査申立て等の支援を行う。 <P44 障がい者福祉参照>	申請支援		

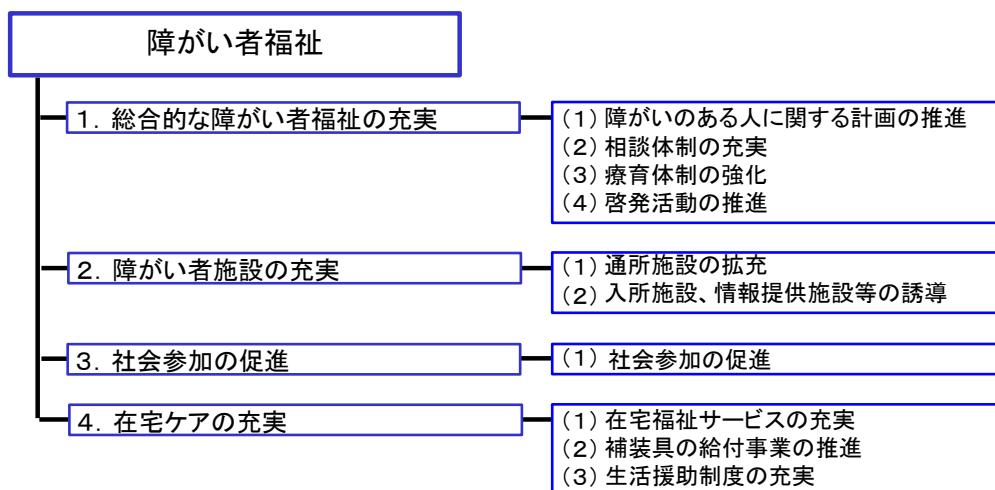
## 第4節 障がい者福祉

### <基本方向>

市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざして、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

特に、障がいのある人の地域生活への移行や就労支援等の推進にあたっては、福祉分野のみならず雇用、教育、保健、医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、関連する諸機関の参加を求め、数値目標の共有化及び地域ネットワークの推進を図ります。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇在宅福祉サービスの充実

社会復帰・地域生活支援事業の拡充や障がい者ケアマネジメント体制の整備を推進します。また、ピアカウンセリングを充実するとともに、権利擁護事業及び成年後見制度の利用や障がい者福祉サービス評価事業の導入を促進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
八幡市障がい者計画推進 (福祉部 障がい福祉課)	自立・自己決定の保障、生活の質(QOL)の向上、機会の均等化、地域での支え合いの推進を基本理念とした八幡市障がい者計画を推進する。	関係機関・団体、市民との連携のもと計画推進 八幡市福祉のまちづくり推進協議会開催		
障がい福祉サービス (福祉部 障がい福祉課)	障害者自立支援法により障がいの種別にかかわらず生活または療養上必要な介護を行う「介護給付」、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援「訓練等給付」を行う。(自己負担あり)	障害者自立支援法に基づく給付 介護給付(居宅介護、療養介護、生活介護、短期入所 等) 訓練等給付(自立訓練、就労移行支援、共同生活援助 等)		
自立支援医療<更生医療> (福祉部 障がい福祉課)	指定の医療機関で身体機能障がいを除去または軽減し、日常生活や職業生活に適応するように改善する医療(更生医療)を受けた障がい者の医療費を給付する。 (自己負担あり)	医療給付		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
障がい者生活支援センター運営 (福祉部 障がい福祉課)	在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉サービスの利用援助・ピアカウンセリング・自助具相談・ケアマネジメント・ボランティア育成・情報提供等を行う障がい者生活支援センターを運営する。	社会福祉協議会へ委託 実施日：月曜日～金曜日 開催場所：福祉会館		
障がい者ケアマネジメント従事者連絡会 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者のケアマネジメントについて、市職員・関係機関職員が制度学習やケース検討等を行う。	連絡会開催		
児童デイサービス (福祉部 障がい福祉課)	在宅で概ね1歳6ヶ月から就学までの障がいのある児童とその保護者を対象に、母子通所訓練を福祉センターで実施する。 19年度実績：利用児童数 延1,235人	実施日時：火曜日～土曜日 午前9時～午後4時 グループや個別で遊戯・音楽療法と相談事業		
障がい児季節療育支援事業助成 (福祉部 障がい福祉課)	自立支援学校に通学する児童の保護者らが、学校の長期休暇中に実施する療育事業に対して助成する。	療育事業活動助成		
「障害者週間」啓発助成 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者の社会への「完全参加と平等」をめざし、12月の「障害者週間」に啓発事業を実施する団体に対して助成する。	綴喜の2市2町の自治体・社会福祉協議会で実行委員会を組織		
共同作業所運営助成 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者の生活指導や作業指導等により、障がい者の自立を図る活動を行う共同作業所の運営に対して助成する。	共同作業所運営費助成		
精神障がい者グループワーク (福祉部 障がい福祉課)	作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行い社会復帰の促進、地域における自立と社会参加の促進のための訓練指導を福祉センターで行う。	精神障がい者集団指導実施		
自動車運転免許取得・改造助成 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び障がいに対応できるよう自動車を改造する経費を助成する。	運転免許取得費助成 自動車の適正改造助成		
奉仕員養成 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者の社会参加を促進するため、その支援が行える点訳・朗読・要約筆記・手話奉仕員を養成するための講座を開催する。	ボランティアサークルに委託して技術習得をめざす各養成講座を開設		
コミュニケーション支援 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者の社会参加を促進するため、手話通訳者等を派遣する。	手話通訳者等派遣		
地域活動支援センター運営 (福祉部 障がい福祉課)	市内在住の障がい者が、つどえる場・創作活動や生産活動の場など、地域活動・自主的活動の拠点を福祉センターに開設する。	社会福祉協議会へ委託 開設日 火・水・金・土曜日 創作的活動等の機会の提供 専門職員(精神保健福祉士等)配置 地域住民ボランティア育成 障がいに対する理解促進を図る啓発等		
ハートフル・フラワー (福祉部 障がい福祉課)	公共施設の美化を目的とし植栽を行い、その業務を作業所等に委託することにより福祉的就労の向上を図る。	植栽業務委託		
障がい児サマースクール助成 (福祉部 障がい福祉課)	特別支援学校や特別支援学級の障がい児を対象に、サマースクール活動に対して助成する。	サマースクール活動助成		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
重度障がい者用リフトカー「やすらぎ号」運行 (福祉部 障がい福祉課)	交通機関を利用することが困難な重度の障がい者等の社会参加を促進するため、リフト付き自動車を運行する。 19年度実績：派遣件数 延 377 件		社会福祉協議会に委託運行	
障がい者スポーツ大会開催 (福祉部 障がい福祉課)	障がい者スポーツの振興と市民の障がい者に対する理解の促進を図るため、障がい者スポーツ大会を開催する。 19年度実績：八幡市民体育館 約 145 人参加		スポーツ大会開催	
日中一時支援 (福祉部 障がい福祉課)	地域で生活する障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場を提供し、その家族の就労支援及び一時的休息時間を確保する。		宿泊を伴わない短期入所による支援	
重度障がい児者短期入所 (福祉部 障がい福祉課)	重度障がい児者の介護を支援するため、介護する保護者の休息等が必要な場合に障がい児者の短期入所を「やわたの里」に委託して実施する。		短期入所事業の委託実施 (宿泊を伴うもの)	
重度身体障がい者訪問入浴サービス (福祉部 障がい福祉課)	重度身体障がい児者の生活を支援するため、障がい児者の居宅において、その清潔の保持及び心身機能の維持等を図る入浴サービスを提供する。 19年度実績：利用人数 延 210 人		訪問入浴を実施している福祉施設に委託実施	
重症心身障がい者生活訓練 (福祉部 障がい福祉課)	重症心身障がい者の日常生活に必要なコミュニケーションの力を向上させるため、音楽療法による生活訓練事業を「やわたの里」に委託して行う。		生活訓練事業の委託実施	
障がい児者歯科衛生士訪問指導 (福祉部 障がい福祉課)	障がい児者の家庭に歯科衛生士を派遣し、専門医と連携をとりながら口腔内衛生の向上を図る。		訪問指導等実施	
障がい児者日常生活用具給付 (福祉部 障がい福祉課)	障がい児者の日常生活を容易にするため補装具以外の定められた機器等の給付により日常生活を支援する。		日常生活用具給付	
成年後見制度利用支援 (福祉部 障がい福祉課)	判断能力が不十分な障がい者等で、サービス利用契約や財産管理等について後見等が必要な場合、市長による後見人等審判申し立て等の支援を行う。 <P41 高齢者福祉参照>		申請支援	
身体障がい児者補装具自己負担金助成 (福祉部 障がい福祉課)	身体障がい児者の身体機能を補完・代替する補装具について、給付・修理に係る自己負担分を助成する。(所得制限あり)		補装具給付・修理助成	
障がい児者扶養共済掛金助成 (福祉部 障がい福祉課)	障がい児者の将来の生活の安定と福祉の向上を図るため、共済掛金の一部を助成する。		掛金助成	
特別障害者手当等給付 (福祉部 障がい福祉課)	日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児者に手当を支給する。(所得制限あり) 19年度実績：支給人数 延 1,090 人		支給	
身体障害者・精神障害者保健福祉手帳交付申請用診断書料助成 (福祉部 障がい福祉課)	手帳交付申請時の診断書に要する経費の一部を助成する。 19年度実績：身体障害者手帳 302 件 精神障害者保健福祉手帳 41 件		診断書料助成	

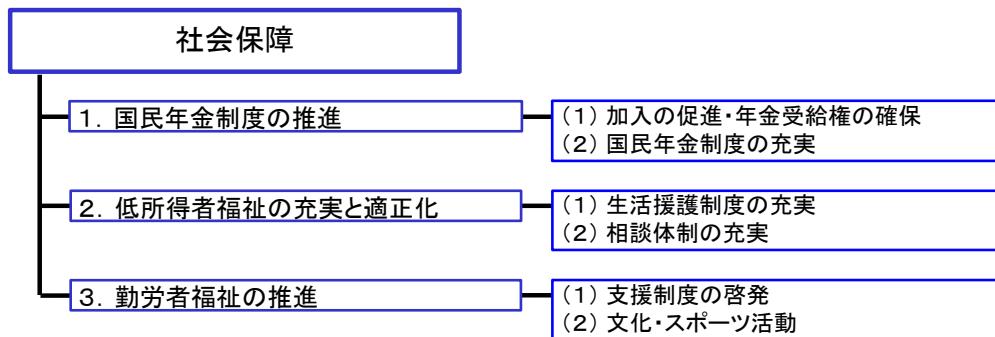
## 第5節 社会保障

### <基本方向>

少子高齢化が進むなかで、将来の生活の基礎となる国民年金は、一人ひとりが支えあうことが不可欠です。支える側も、支えられる側も豊かな生活を送れるように制度の啓発を行うとともに、制度の充実を関係機関に要望します。

低所得者が安心して生活できるよう、相談体制・機能の充実を図り、生活実態を的確に把握し、経済的自立に結びつくように援護制度の運用に努めます。特に、生活保護制度においては、就労等が可能な場合にはその能力の活用など、自立に向けた就労支援等を通じて制度の適正な運用に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇国民年金制度への加入の促進・年金受給権の確保

国民年金制度加入の啓発を進めるとともに、年金未加入者をなくすため加入の促進を図ります。

#### ◇相談体制の充実

社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による低所得者に対する相談体制の充実を図るとともに、ハローワーク等との連携を強め、就労による自立支援に向けた相談機能の強化を図ります。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民年金制度の啓発 (市民部 市民課)	将来の生活の柱となる国民年金制度の普及啓発に努める。	国民年金制度啓発		
火災等見舞金等支給 (福祉部 福祉総務課)	市内で火災等の被害に遭った市民に対し、見舞金等を支給する。	災害見舞金及び見舞品支給		
くらしの資金貸付 (福祉部 福祉総務課)	一時的な生活困窮世帯に生活資金として、無利子・無担保で貸付を行う。	貸付限度額 15万円以内 (単身者 8万円以内)		
技能修得施設入所支度金助成 (福祉部 福祉総務課)	市内在住の経済的理由により技能修得の困難な人に対し、公共職業訓練施設及び他の技能を修得するための施設への入所支度金を助成する。 19年度実績：対象者 5人	技能修得施設入所支度金助成		
在日外国人無年金者特別給付金支給 (福祉部 障がい福祉課) (健康部 高齢介護課)	無年金となっている在日外国人の高齢者・重度障がい者に給付金を支給する。 19年度実績：高齢者対象 受給者 3人	無年金者に特別給付金支給		
生活保護等扶助費支給 (福祉部 保護課)	生活困窮者の相談に応じ諸制度の適用を検討し、他制度での救済が不可能な場合、その困窮程度に応じて生活保護法に定める必要な保護を行い、最低生活の保障と自立を助長する。	扶助費支給 ケースワーカーによる生活・就労指導等		

## 第5章 人がつどい、活力あふれるまち

### —産業振興、交通、道路、情報通信—

活力ある自立したまちづくりを進めていくためには、工業、商業、農業、観光等の産業が元気であることが欠かせません。

このため、工業においては、優良な企業の誘致や既存事業所との連携に努め、商業については、商店の振興等を通じてまちなかにぎわいが生まれるような取組を進めます。その際には、立地する企業や商店が地域社会と共生していくよう指導を行います。また、農業については担い手の育成に努めるとともに、食の安全など時代の潮流に即しつつ、農家の生活を守る観点から施策を進めます。

さらに、観光分野の魅力を周辺地域と連携しながら発信し、歴史・文化資源の豊かな八幡への来訪者を増やすよう努めます。

また、多くの人や企業がより広く便利につどえるよう、八幡市駅のバリアフリー化など公共交通機能の向上、道路や情報通信基盤の整備を進め、あわせて市民生活の利便性の向上に努めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度又は19年度末時点の数値（※印を除く）〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
コミュニティバス1便当たりの利用者数	9.2人	10.4人	10.2人
ホームページアクセス件数	414,558件／年	421,388件／年	457,000件／年
エコファーマー認定農家数	21人	23人	40人
従業者1人当たりの製造品出荷額	30,360千円／年	※ <sup>1</sup> 35,378千円／年	31,900千円／年
人口当たりの商品販売額	1,832千円／年	※ <sup>2</sup> 2,066千円／年	2,700千円／年
観光入込客数	2,014千人／年	※ <sup>3</sup> 2,051千人／年	2,215千人／年
観光消費額	475,997千円／年	※ <sup>3</sup> 494,752千円／年	523,000千円／年

※1:平成18年工業統計 ※2:平成16年商業統計 ※3:平成18年実績

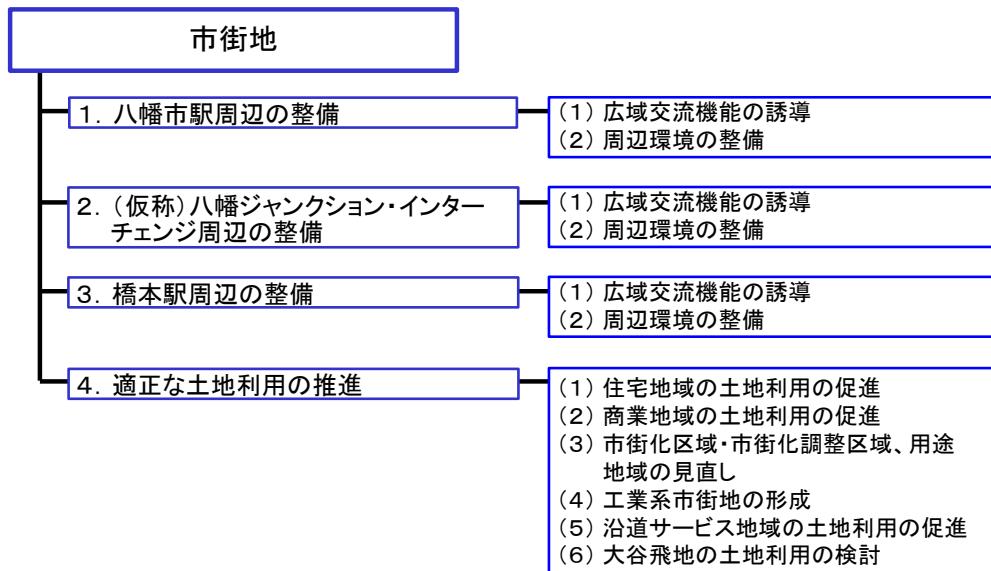
## 第1節 市街地

### <基本方向>

良好な市街地を形成していくためには、利便性や快適性、安全性の向上を基本に、用途地域に応じた土地利用を進めていくことが重要です。また、都市としての求心力を高めていくためには、まちの骨格形成の基礎となる都市拠点の形成が必要です。このため、秩序ある土地利用を基本に都市機能の適正な配置や地域特性に留意した良好な市街地の形成を計画的に進めます。

また、八幡市駅周辺と（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺を広域交流エリアと位置づけ、商業の誘導やターミナル機能の強化を図るとともに、橋本駅周辺を市域西部の生活交流拠点として整備を進めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇八幡市駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備を推進するとともに、駅南北自由通路と一体となった駅舎のバリアフリー化を促進します。また、民間によるオープンスペースを備えた建築物への建て替えの促進誘導、狭小道路の解消など、周辺環境の整備を図ります。

#### ◇（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への広域交流機能の誘導と環境整備

南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の導入を促進するとともに、住みやすく魅力ある住宅地の創出、質の高い都市環境や景観の実現により、周辺環境の整備を図ります。

#### ◇橋本駅周辺への広域交流機能の誘導及び環境整備

西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の整備による交通結節機能強化や商業の誘導を図ります。また、一体的な基盤整備や空閑地の適切な活用の促進により、周辺環境の整備を図ります。

#### ◇工業系市街地の形成

市域東部における新たな産業拠点づくりなど、企業ニーズに対応した新たな工業系市街地の形成を図ります。

<事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
八幡市駅周辺整備 (都市整備部 まちづくり推進課)	北部広域交流エリアの一部を形成するもので京都第二外環状道路の開通、御幸橋架け替え等に伴う駅勢圏の拡大に対応した周辺整備及び市の玄関口にふさわしいターミナル機能を持った駅周辺整備を行う。	バリアフリー基本構想策定		基本構想に基づく整備
放置自転車対策 (都市整備部 管理・交通課)	八幡市自転車等放置防止条例に基づき、放置された自転車等を撤去することによって、公共の場所の機能確保と良好な環境保全を図る。  19年度実績：撤去 75回・267台 返還 110台(41.2%)	放置自転車等の撤去・移送・保管・返還業務、啓発推進		
八幡インター周辺整備 (都市整備部 まちづくり推進課)	(仮称) 八幡ジャンクション・インター・チェンジ周辺を新たな市の玄関口である南部広域交流エリアとして、整備の推進及び支援を行う。	新名神高速道路の進捗状況と連動した関係機関協議		
橋本地域拠点整備 (都市整備部 まちづくり推進課)	ターミナル機能の強化とともに商業機能の誘致など、生活交流拠点として整備の推進及び支援を行う。	関係機関協議		
土地利用計画の規制・都市計画決定 (都市整備部 計画・公園課)	第4次八幡市総合計画にかかる将来像の実現のため、線引きの見直しや地域、地区の決定・変更並びに都市施設の決定・変更に係る資料の作成を行う。 (P26 自然環境・P31 景観参照)	都市計画調査		
大谷飛地土地利用 (都市整備部 計画・公園課)	周辺地域と調和した良好な低層住居系の土地利用の実現に向け、京都府や隣接市と協議を進める。	関係機関等調整・協議		

## 第2節 道路

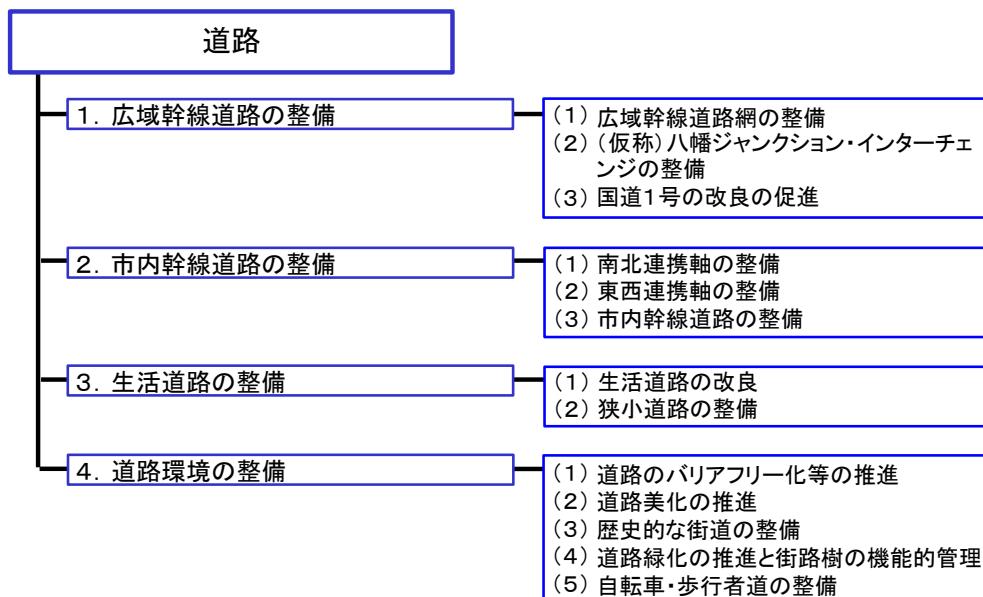
### ＜基本方向＞

複数の広域幹線道路をはじめ、近隣都市との連携を形成する幹線道路の整備を図るとともに、バリアフリー化、歴史的な街道の整備など、景観や環境に配慮した道路整備を推進します。

生活道路についても、改良や狭小道路の整備を行い、利用者の安全性と快適性を高めるように努めます。

また、歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進するとともに、快適性の高い道路環境の整備を促進します。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇広域幹線道路の整備

新名神(第二名神)高速道路、第二京阪道路の整備など広域幹線道路網の整備や(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジの整備を促進します。また、国道1号の自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備を促進します。

#### ◇市内幹線道路の整備

(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸、男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備を図ります。また、市内の幹線道路についても計画に基づいた新設・改良を行います。

#### ◇道路美化の推進

景観や環境に配慮した快適性のある道路環境整備や道路清掃・美化を推進します。また、里親制度(アダプト制度)の導入も視野に入れ、市民の自主的な道路美化活動を促進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
新名神高速道路 〔西日本高速道路㈱事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	21世紀の国土軸を担うとともに全国との広域幹線ネットワークを構成する新名神高速道路の整備を促進する。	整備促進(調査・測量・用地取得) 全線開通に向け事業者・府・関係市町と連携		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
第二京阪道路 〔国事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	京都・大阪都市圏を結び、国道1号渋滞緩和の役割を担う第二京阪道路の整備を促進する。	整備促進	専用部・一般部 完成供用予定	—
国道1号拡幅改良 〔国事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	自転車・歩行者道、中央分離帯、植樹帯の設置など国道1号の交通安全対策、道路環境整備を促進する。	整備促進		
御幸橋改良 〔府事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	乙訓方面との連携の強化及び高速道路アクセスの充実と渋滞緩和に向け、御幸橋の4車線化架替・拡幅整備を促進する。	整備促進 (木津川御幸橋)	整備促進 工事完了 供用予定	—
(仮称)南北幹線道路整備 計画 (都市整備部 まちづくり推進課)	広域高規格道路の整備に伴う市内の道路混雑の解消を図るため、新たな南北幹線道路の導入空間について計画調整を図る。	計画調整		
八幡田辺線<上奈良工業団地～国道1号> 〔府事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	現在、第二京阪道路から上奈良工業団地まで開通している道路を国道1号まで結ぶアクセス道路として、都市計画道路八幡田辺線の整備を促進する。	整備促進 府道八幡城陽線まで暫定2車線供用開始		
内里高野道線 <八幡インター線> 〔府事業〕 (都市整備部 まちづくり推進課)	新名神高速道路の(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジと第二京阪道路及び国道1号を結ぶアクセス道路として、都市計画道路内里高野道線の整備を促進する。	整備促進 地元として費用の一部負担		
市道園内野神線新設 <園内野神1号～八幡木津線> (都市整備部 まちづくり推進課)	市の東西を結ぶ市道園内野神線の整備を推進する。	整備推進 (用地取得・工事)		
市道・下排水路等維持補修 (都市整備部 道路河川課)	生活道路や狭小道路の改善を図り市民の生活・安全を守るために、市道の舗装新設・補修、下排水路整備、側溝改良・しゅんせつ、路面清掃、街路樹管理等を行う。	市道の舗装新設・側溝改良 下排水路の整備		
○市管理橋梁維持管理 (都市整備部 道路河川課)	橋梁架設後相当の年月が経過し、老朽化が進んだ橋梁について、安心して利用できるよう点検・補修を実施する。	橋梁点検	橋梁補修 橋梁維持工事	
バリアフリー対策道路改良 <歩道・交差点改良> (都市整備部 道路河川課)	既設道路の段差の解消や路面改良を行い、高齢者や障がい者等の歩行状況の改善を図る。 (P37 地域福祉参照)	歩道・交差点改良		
道路照明新設・維持補修 (都市整備部 道路河川課)	道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全・円滑を図る。 19年度実績：年度末 6,200 灯	新設・維持管理		
松花堂周辺道路整備 (都市整備部 道路河川課)	広域集客交流拠点である松花堂周辺整備として、歴史街道事業計画を見据え、舗装材・街灯等の景観整備を行う。 (P31 景観参照)	歩道整備・街灯		

### 第3節 公共交通

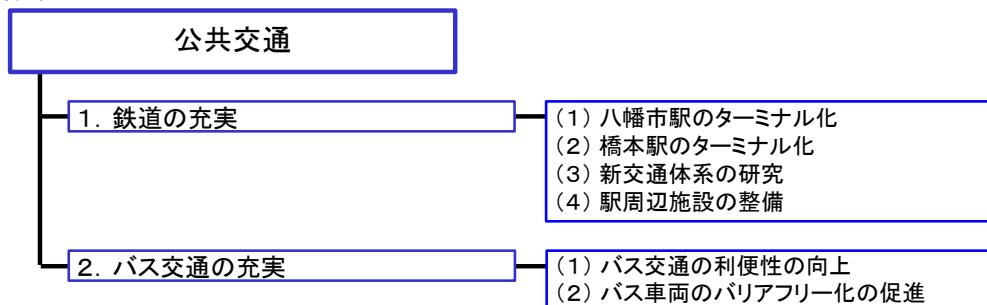
#### <基本方向>

公共交通の充実は、市民生活の利便性の向上と環境にやさしいまちづくりに欠かせない要素です。特に、高齢社会を迎え、駅のバリアフリー化の促進と市内のバス交通の利便性を高めることが求められています。

交通結節点である鉄道駅については、駅舎のバリアフリー化、駅前広場の整備を進め、ターミナル機能の強化を図ります。

また、バス交通については、鉄道駅をはじめ市内主要施設のネットワーク化を推進するため市内バス路線の充実を図るとともに、国道478号の開通に伴う乙訓方面との連携を図るための新規路線の開設に努める必要があります。

#### <施策体系>



#### <重点取組>

##### ◇八幡市駅のターミナル化

駅舎のバリアフリー化、駅南北が一体化となる駅自由通路や駅北口広場の整備を促進します。

##### ◇橋本駅のターミナル化

生活と密着した利便性を備えた行政、商業、業務、サービス施設等を配置した駅前整備を推進します。

##### ◇バス交通の利便性の向上

住宅地と市内主要施設をネットワーク化するバス路線の運行やダイヤの充実を要請するとともに、狭小道路と公共施設を結ぶコミュニティバスの運行を行います。また、JR松井山手駅～八幡市駅～乙訓方面を結ぶ広域的なバス路線についても検討を行います。

#### <事業計画一覧表>

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
バリアフリー新法に基づく基本構想策定 (都市整備部 まちづくり推進課)	鉄道駅を中心に、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）を定め、バリアフリー化を重点的に推進するため基本構想を策定する。 (P37 地域福祉参照)	基本構想策定 協議会設置 アンケート・現地調査 パブリックコメント 実施 等	—	
駐車場管理運営 (環境経済部 商工観光課)	八幡市駅周辺での違法駐車を防ぎ、周辺環境の向上をめざし駐車場を管理運営する。 19年度実績：利用台数 41,906 台	駐車場管理運営		
駅前広場管理 (都市整備部 道路河川課)	良好な都市環境の形成を図るため、駅前広場の道路施設・花壇・街路樹・待合所・トイレの維持管理を行う。	清掃等維持管理		
コミュニティバス等運行 (都市整備部 管理・交通課)	道幅等の問題で民間バスが運行できない橋本東山本から市役所を経由し、市民体育館までの東西間約16.5kmを20人乗り超低床バスで運行を行う。また、直通便のない南北路線バスの試行運行を行う。 19年度実績：コミバス乗車人員 75,965人	コミュニティバス 1日 10 往復運行 南北線路線 バス 試 行 運行		

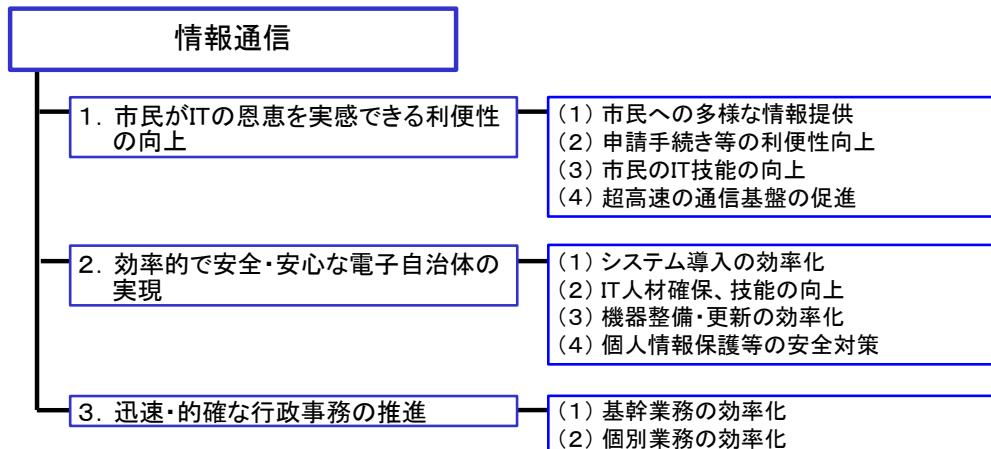
## 第4節 情報通信

### <基本方向>

一定の市民サービスを維持するためには、ITによる行政コストの削減と市民サービスの向上を図ることが求められています。ITの活用による事務事業の効率化、複数自治体によるシステムの共同化等により、行政コストの削減に取り組みます。

また、ITの活用による市民への多様な情報提供と、利便性が実感できる環境を整えるとともに、システムの安定運用や個人情報の保護等に適切に対応します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上

携帯電話への情報提供など情報提供環境の充実やインターネットを活用した各種申請手続き等の利便性の向上を図ります。また、市民のIT技能の向上を図ることにより、多様な市民参加を推進します。

#### ◇個人情報保護等の安全対策

情報漏えいを防ぐため、システムを適切に運用するとともに、機器廃棄時の個人情報保護等の安全対策を図り、安全・安心な電子自治体の実現をめざします。

### <事業計画一覧表>

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
市ホームページ (政策推進部 秘書広報課)	インターネットを利用し、市の内外に本市の行政情報等を発信する。  <P6 市民協働参照>	行政情報の発信		
		バナー広告掲載		
		システム更新		
第2次八幡市IT推進計画 (総務部 IT推進課)	総合的に推進すべき情報化の方向性を示すもので、国や京都府のIT施策と歩調を合わせつつ、その枠内で重点的に取り組む施策を推進する。	第2次IT推進基本計画推進 第2次IT推進行動計画(第3版)[平成20年度～平成22年度]策定・推進		
公的個人認証制度 (市民部 市民課)	インターネット等によるオンライン手続において、なりすまし、改ざん等の危険性を防ぐための確かな本人確認の手段と言える電子署名を市民に対して提供する。 19年度実績：公的個人認証件数 246件	制度運用		

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
公民館講座等開設 (教育部 生涯学習センター)	生涯学習センターを中心に各地域の公民館及びコミュニティセンターにおいて教養・技術習得・学校週5日制に対応する講座など各種講座の開設を行う。また、各サークル活動の活性化を図る。 〈P8 国際理解・P20 生涯学習参照〉	パソコン利用に関する教室開設		
市職員 I T 研修 (総務部 I T 推進課)	電子自治体構築のため、職員を対象にパソコン操作及び情報セキュリティの研修を実施する。	セキュリティ研修 e ラーニングによる研修		
地域インターネット基盤施設整備 (総務部 I T 推進課)	本庁と公共施設、学校等を超高速の通信回線で接続することにより、事務の効率化及び透明化を図る。 ◇議会中継システム、図書館蔵書検索システム、施設予約システム、施設案内システム等の運用	各システム運用		
○情報セキュリティ対策の構築 (総務部 I T 推進課)	情報の高度利用に伴い、個人情報が一切漏えいしないシステムの構築と職員の情報セキュリティポリシーに沿った対応を推進する。	内部監査 セキュリティポリシーの見直し		
電算機器等管理運営 (総務部 I T 推進課) (各部 各担当課)	市民サービスの向上と行政事務のレベルアップ、効率化・迅速化を目的として電子計算機の運用管理を行う。	基幹業務最適化の取組推進 個別業務最適化の取組推進 職員配備パソコンの計画的更新		
府・市町村共同開発システム (総務部 I T 推進課) (各部 各担当課)	京都府・府内市町村の共通業務について、相互が連携してシステムの共同化を図り、業務改革・連携の推進、情報共有化や住民サービス向上を図る。 ◇導入済システム：統合型地理情報〔G I S〕(職員用) ◇導入検討システム：文書管理、行政ポータル、電子申請、公共施設案内予約、e ラーニング	各システムの順次導入		

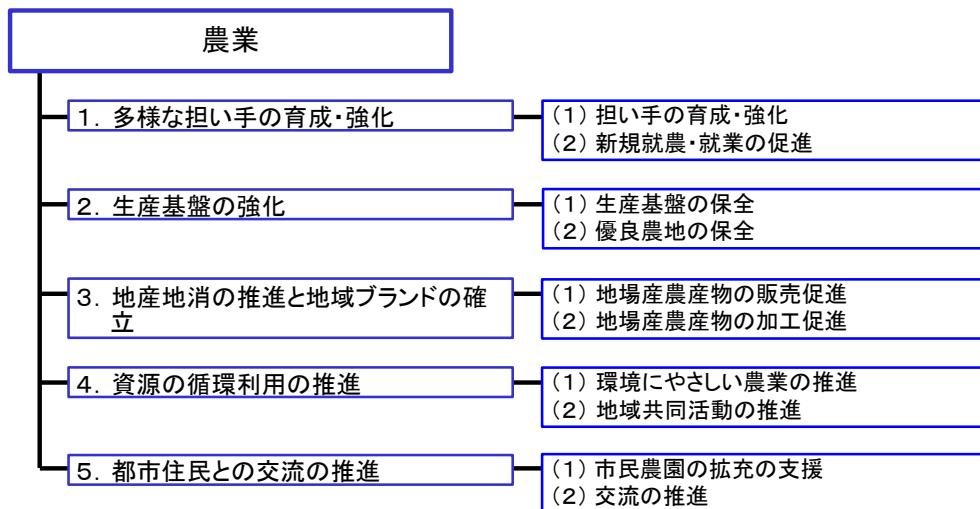
## 第5節 農業

### ＜基本方向＞

農業は、日常生活に不可欠な食料等を生産・供給する機能のほかに、多面的機能（水資源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成、やすらぎと空間の創出、文化の伝承など）を有しており、これらの良好な発揮を通じて豊かな市民生活を実現する重要な役割も担っています。

こうしたことから、農業の持続的な発展を図るために、女性や高齢者の能力の発揮を含めた多様な担い手の育成・強化、効率的かつ安定的な生産基盤の強化、安全・安心な農産物の生産拡大等をめざすとともに、生産者と消費者との「顔が見える」交流の場づくりと地産地消の取組を積極的に推進します。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇担い手の育成・強化

認定農業者をはじめ、女性や高齢者など多様な担い手の育成・強化を図るとともに、特産物の产地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」を促進します。また、農作業受託組織や農業法人・集落型農業法人の育成等を図ります。あわせて担い手への農地集積や遊休農地の解消に努めます。

#### ◇地産地消の推進と地域ブランドの確立

地場産農産物の量販店等への販売や学校等における利用を促進します。また、地場産野菜の利用や特産品の開発を通じて地場産農産物の加工を促進します。

#### ◇環境にやさしい農業の推進

エコファーマーの認定を促進するとともに、環境にやさしい農法を推進します。

#### ◇交流の推進

体験・交流型農業の振興を図るとともに、朝市や農作物オーナー制度などによる都市住民との交流を促進します。また、都市住民による農業ボランティアの拡充を図ります。

このような取組を通じて、食の安全・安心への関心を高め、食育を推進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
農業経営基盤強化促進対策 〈担い手認定者支援〉 (環境経済部 農業振興課)	水稻農作業の受託の推進や遊休農地の解消を図るため、受託組織の組織化や地域農業担い手育成活動に対して助成する。			農業経営改善及び地域農業担い手育成のための活動助成

事業名	事業内容	計画期間内の取組				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
がんばる農業女性交流会 事業助成 (環境経済部 農業振興課)	農村女性が相互に連携・親睦を深め、活動の充実を図るとともに地域の暮らしと農業の発展に資する活動に対して助成する。	特産品料理フェスティバル 研修会・みそ作り講習会 等				
農業用水対策 (環境経済部 農業振興課)	農業用水ポンプの維持管理を行い農業用水を確保する。	揚水機場維持管理 揚水機更新改良助成				
農道・農業用水路維持補修 (環境経済部 農業振興課)	農道を整備し農家の利便性を図るため、市管理の農道・農業用水路の維持補修を行う。	農道補修 排水路改修・補修 等				
農地・水・環境保全向上 対策 (環境経済部 農業振興課)	資源の適切な保全、景観形成、農薬の使用削減など農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る地域共同の取組を支援する。	共同活動(資源保全) 支援営農活動保全				
○農業振興地域整備計画 の見直し (環境経済部 農業振興課)	平成24年度に予定される第6回南部地域線引きの見直しに合わせて、八幡市農業振興地域整備計画の総合的見直しを行う。	農業・農村 活性化委員会設立	協議・調整			
農地の流動化 (農業委員会事務局)	地域農業と農家の経営を守り、遊休農地や荒廃農地の解消と防止のため、担い手農家への利用集積を目的に集積促進員(農業委員)とともに、利用権の設定につながるあっせんや相談等を行い、農用地の有効利用を推進する。	農地貸借のあっせん・相談				
地産地消推進 (環境経済部 農業振興課)	小学校の給食に八幡産米と地元産味噌を使用し、食の教育及び農作物の地産地消システムづくりを進めるため、学校給食運営委員会に助成を行う。 19年度実績：八幡産米使用量 30,199kg 地元産味噌使用量 1,522.1 kg	小学校給食利用助成				
八幡市農業振興協働業務 (環境経済部 農業振興課)	農業振興や農業を通した青少年の健全育成並びに交流人口の拡大により市の活性化を図る施設である「やわた流れ橋交流プラザ」で、NPOと協働でその目的の達成を図る。	農産加工体験講座の実施 農産加工品の新規開発・製造・販売				
市民農園運営 (環境経済部 農業振興課)	自然との親しみを求める市民ニーズに応えるとともに、土に親しむことにより農業への理解の促進及び都市と農村の交流を図るため市民農園を管理運営する。	市民農園管理運営 運営：八幡市市民レクリエーション農園管理組合				
ふれあい市 (環境経済部 農業振興課)	農家が農産物(野菜・花等)を直接販売し、都市住民(消費者)と農家の交流促進及び農業農村に対する理解を深めもらう。	松花堂、四季彩館で定期的に開催	農業・農村 活性化委員会設立	J A・農家を中心とした農産物直売所の検討		
やわた流れ橋交流プラザ 「四季彩館」運営 (環境経済部 農業振興課)	広域集客交流拠点として、また都市型市民と農村型市民のふれあいの場として、やわた流れ橋交流プラザの運営を行う。	指定管理者制度の導入 各種イベント等の開催				

## 第6節 工業

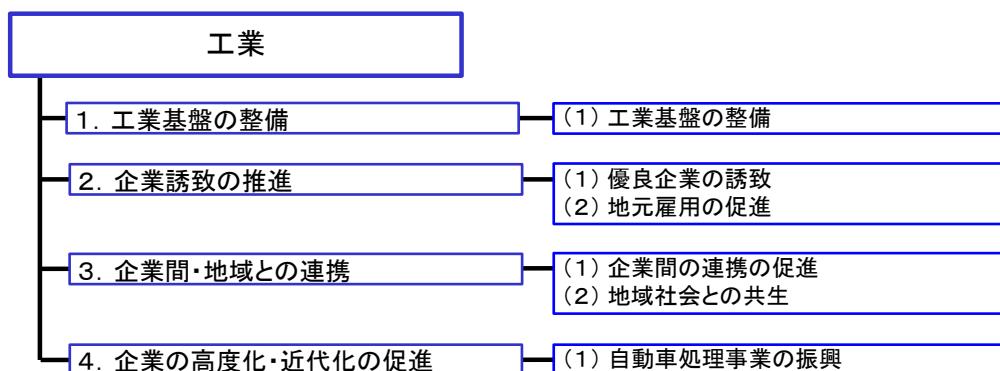
### <基本方向>

良好な工業地を形成していくためには、公害のない都市型工業地の推進が重要です。このため、広域幹線道路網整備や計画に伴うポテンシャルの高まりを活かした工業基盤の整備を行い、優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業等の誘致に努めます。

また、立地企業と既存事業所との連携を推進し、企業が地域社会と共生していくよう組織化を図ります。あわせて、起業意欲をもつ人々の発掘やその取組への支援を行います。

市の地場産業である自動車処理事業がリサイクル産業としてふさわしい事業になるよう振興します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇工業基盤の整備

区画整理事業により工業団地の創出を図るとともに、緑化やオープンスペースの確保、都市景観の向上に配慮した工業基盤の整備を行います。

#### ◇優良企業の誘致

経済的波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致を推進します。また、税制面での措置の充実や工業用地に関する情報発信等を図ります。

#### ◇地域社会との共生

立地企業と地域社会とが共生できる組織づくりを促進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
八幡市工場等誘致要綱に基づく助成 (環境経済部 商工観光課)	工場等を誘致し産業の振興発展を図るため、誘致要綱に基づき助成を行う。	当該年度の納税額の20%を上限とする助成		
企業間等連携促進 (環境経済部 商工観光課)	市内4工業団地の企業が、相互または行政との情報・意見交換の場としての「八幡市工業団地立地企業交流会」を通して、周辺への経済的波及効果を高めるとともに、地域社会と協力し調和のあるまちづくりを進める。	情報・意見交換 課題等検討		
自動車処理事業振興 (環境経済部 商工観光課)	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の定着に向けての指導とリサイクル業としての振興を図る。	関係機関との連携		

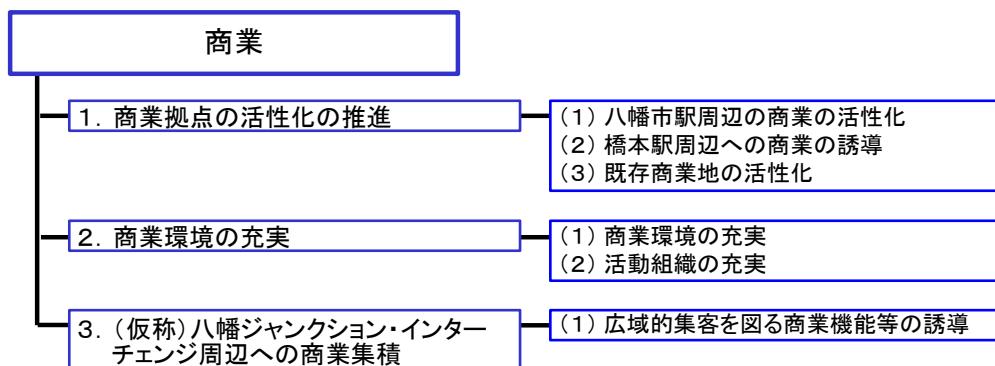
## 第7節 商業

### <基本方向>

商業の振興においては、商業集積地の魅力化が重要です。消費者ニーズにあわせ利便性を高めた商業環境づくりや個店の魅力化を促進します。

駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など、多様な地域特性を活かし、良好な景観の形成を図りながら、商業の活性化と魅力づくりを促進します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇商業拠点の活性化の推進

八幡市駅周辺の商業の活性化と魅力づくりを促進し、橋本駅周辺への商業の誘導を図ります。既存商業地については、地域生活拠点の既存商店の魅力化や地域住民と共生できる商店の育成を図るとともに、秩序あるまちづくりとの整合性や周辺地域への生活環境の保持に配慮した事業を推進します。

#### ◇(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

広域幹線道路の整備計画にあわせ、広域的集客が図れる娛樂性や快適性を満たす商業機能等の誘導を行います。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
中小企業金融対策 <保証料補給> (環境経済部 商工観光課)	京都信用保証協会の保証を得た小規模企業おうえん融資利用者に対し保証料の一部を補給する。 19年度実績： 90 件	補給実施		
中小企業金融対策 <利子補給> (環境経済部 商工観光課)	京都府中小企業融資制度の一部及び小企業等経営改善資金貸付制度の利用者に対し利子の一部を補給する。 19年度実績： 16 件	補給実施		
商工会運営助成 (環境経済部 商工観光課)	小規模事業者の支援や地域振興に取り組む商工会の運営に対して助成する。	運営助成 毎月 8 日を 「八幡お おきにデ 一」と設定		

## 第8節 観光

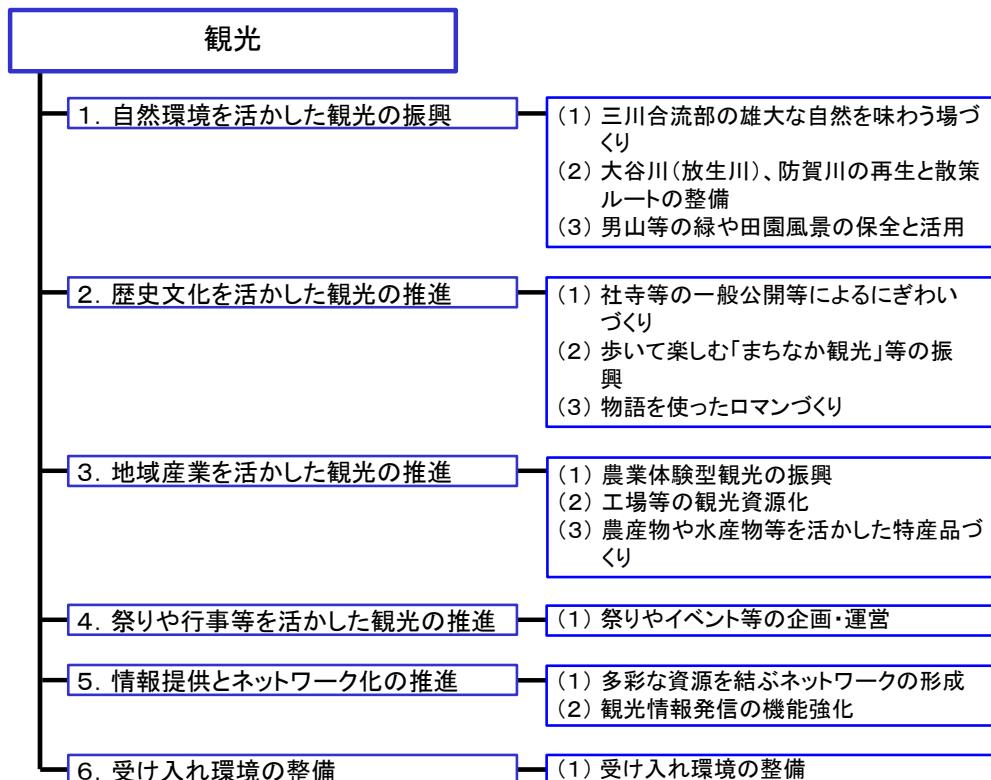
### ＜基本方向＞

観光の振興は、交流人口を増やし、まちを活性化させるとともに、市民が自分たちのまちのすばらしさを再認識するきっかけを与え、まちへの愛着や誇りを増大させます。

豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある交流拠点整備を進めるとともに、観光を通じて市民の生活や商業など産業の活性化を図り、活力ある地域づくりを図ります。

また、市民一人ひとりが来訪者をもてなす主役となるよう、人材の育成と連携の強化を進めます。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇大谷川（放生川）、防賀川の再生と散策ルートの整備

水量の確保と水質の改善による再生を図るとともに、河川を利用し、市の観光拠点を結ぶ回廊の整備を行います。

#### ◇歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興

東高野街道の整備を進め、「まちなか観光」の振興を図るとともに、東部の田園地帯においてハイキングや散策等が楽しめる環境の整備を行います。

#### ◇物語を使ったロマンづくり

松花堂昭乗や女郎花等の物語を活用し、ロマンづくりや来訪者と地域の交流への活用を行います。

#### ◇情報提供とネットワーク化の推進

市内の多彩な観光資源を結ぶネットワークの形成や移動手段の充実を図るとともに、周辺市町や広域圏における連携強化と広域イベント等の開催を行います。インターネットやマスメディアを利用した情報の発信とともに、観光客のニーズなど情報の把握に努めます。また、地域資源を活かし、映画やテレビのロケの誘致を図ります。

<事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
歴史街道推進 (環境経済部 商工観光課)	歴史、文化資源を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、自治体や民間企業等が参加する歴史街道推進協議会に参加する。 (P31 景観参照)		歴史街道推進協議会参加	
太鼓まつり助成 (環境経済部 商工観光課)	市民相互の交流や文化・観光等の振興を図るため、八幡の代表的な伝統行事である太鼓まつりの実施に対し助成する。		太鼓まつり連絡協議会助成	
レンタルサイクル (環境経済部 商工観光課)	八幡市駅、松花堂など交流施設等に手軽に利用できるレンタルサイクルを配置し、貸出しを行う。		レンタルサイクル貸出し・移送 保有台数 45 台	
ほのぼの八幡広域 P R (環境経済部 商工観光課)	観光基本計画に基づき、観光資源を周遊するネットワークや観光ルートの調査研究を行い、観光客の誘客を図るため観光パンフレット・マップの作成等を行う。		市主催行事等を紹介したパンフレット作成 京阪の駅に掲示	
観光協会助成 (環境経済部 商工観光課)	観光事業の振興、産業・経済の発展と文化の興隆に資し、あわせて観光のまちづくりによる市民生活の向上、国内外の交流親善の増進を図るため、観光協会に対して助成する。		観光協会活動助成 駅前観光案内所運営 さくらまつり等事業実施	

## 第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち

### —安全・安心、都市整備—

安心して暮らせる安全で快適なまちをつくるためには、災害や犯罪等を防止する都市基盤の整備と普段から万一に備える地域の人々の取組が欠かせません。

このため、消防・救急の充実をはじめ、住環境、上下水道、河川など災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における防犯・防災活動を支援し、安心して暮らせる社会とともにつくる仕組みを整えます。

また、市民の安全を脅かす新たな問題を迅速・的確に把握し、対応できるよう努めます。

さらに、住環境の向上、公園・緑地等の整備を通じて快適でうるおいのあるまちづくりを進めます。

◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度又は19年度末時点の数値(※印を除く)〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
水洗化率	96.6%	97.4%	100%
下水道人口普及率	99.4%	99.5%	100%
地元団体への公園管理委託率	80.3%	79.4%	92.5%
自主防災組織設立地域数	39 隊(会)	40 隊(会)	46 隊(会)
刑法犯認知件数	1,889 件／年	※1,484 件／年	減少傾向を目指とする
高齢者の交通事故発生比率	0.64%	※0.67%	0.53%

※平成19年実績

## 第1節 住宅・住環境

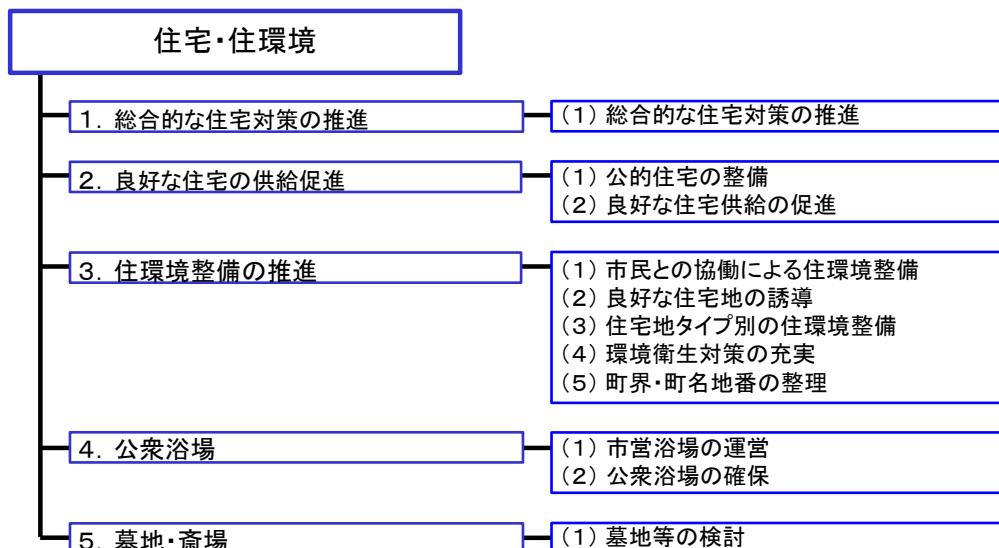
### ＜基本方向＞

市民の住宅・住環境ニーズは、少子高齢化の進展、環境問題や安全性・快適性の追求等に伴って高度化及び多様化しています。

このため、公的住宅の整備や良好な民間住宅の誘導など、住宅の質的な向上を促進する必要があります。また、民間の宅地開発や住宅建築において、周辺地域の住環境との調和や良好な住環境の創出を誘導します。

また、緑化・建築協定の締結や美化・緑化運動の展開など、良好な住環境づくりを市民との協働で促進し、快適性の高い住宅・住環境の創出を図ります。

### ＜施策体系＞



### ＜重点取組＞

#### ◇公的住宅の整備

公営住宅の適正な配置・管理運営の推進やライフスタイルに応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善の促進、集合住宅の再整備に向けた体制づくりの支援など、公的住宅の整備を図ります。

#### ◇市民との協働による住環境整備

地区計画制度の活用により良好なまちなみの形成を図るとともに、緑化・建築協定の締結、美化・緑化運動、花いっぱい運動の展開など、市民との協働による住環境づくりを促進します。

### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
○八幡市住宅基本計画策定 (都市整備部 計画・公園課)	住宅施策の問題点・課題整理を行い、今後10年間の住宅施策を的確に遂行するための八幡市住宅基本計画を策定する。	策定委員会設置・協議 計画策定	計画推進	
公営住宅管理 (都市整備部 住宅課)	住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与している公営住宅の老朽化等を計画的に改修し、住環境の整備に努める。	維持管理 地上デジタル・自動火災報知設備整備 実施設計	地上デジタル放送対応工事 自動火災報知機設置	

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
マンション耐震診断助成 (都市整備部 住宅課)	震災に強いまちづくりの推進をめざし、昭和56年5月31日以前に着工され完成している等の条件のもと、マンション(共同住宅)の耐震性の向上を図るため、所有者からの申請に基づき、耐震診断に要する費用の一部を助成する。 〈P67 防災参照〉	マンション耐震診断費用助成		
木造住宅耐震診断士派遣 (都市整備部 住宅課)	震災時に倒壊し避難路等の妨げとなる可能性の高い木造住宅について、昭和56年5月31日以前に着工され完成している延べ床面積240m <sup>2</sup> 以下のものを対象に耐震診断士を派遣する。 19年度実績：耐震診断士派遣 21件 〈P68 防災参照〉	耐震診断士派遣		
○木造住宅耐震改修助成 (都市整備部 住宅課)	地震時等において大規模災害の可能性があり、また、倒壊して避難路等を塞ぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性の高い木造住宅について、昭和56年5月31日以前に着工等の条件のもと耐震改修経費の一部を助成する。 〈P68 防災参照〉	木造住宅耐震改修費用助成		
花のまちづくり推進 (都市整備部 計画・公園課)	緑あふれる美しいまちづくりを推進するため、自治会等へ花の苗等を支給する。	花の苗支給		
南ヶ丘浴場管理運営 (福祉部 福祉総務課)	地域住民の福祉と健康の増進を図るとともに親睦と交流を深めるため南ヶ丘浴場の管理運営を行いつつ、老朽化が進んだ施設の運営を検討する。 19年度実績：利用者 117,038人	共同浴場管理運営 浴場運営検討委員会設置 多方面から調査・検討		
公衆浴場助成 (福祉部 福祉総務課)	地域住民の福祉と健康の増進等に関し重要な役割を担つて公衆浴場に助成を行う。	市内公衆浴場助成 湯づくり助成 高齢者ふれあい入浴事業助成 (毎月15日、70歳以上は無料)		
火葬料助成 (環境経済部 環境保全課)	火葬に係る負担を軽減するため、火葬料の一部を助成する。 19年度実績：申請件数 429件	火葬料助成		

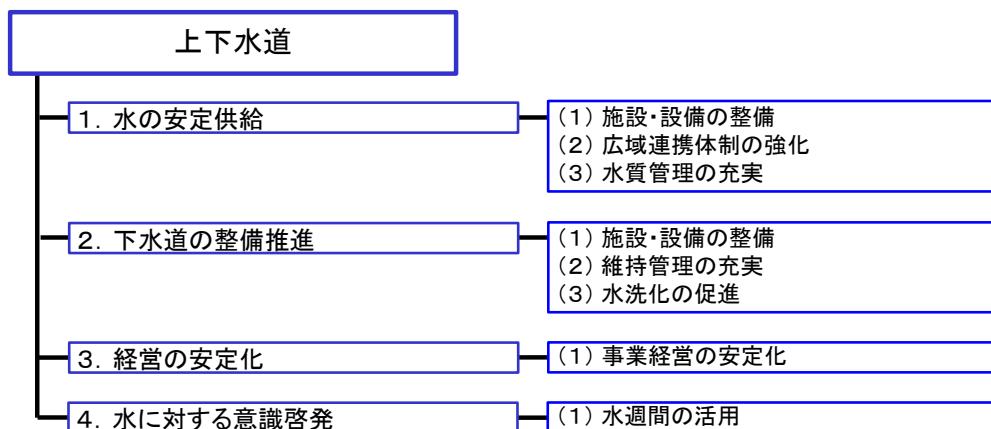
## 第2節 上下水道

### <基本方向>

上水道については、市民生活や都市活動を支える基盤施設として重要な役割を担っています。水需要に適切に対応した供給施設の整備や水源水質の監視に努めるとともに、耐震性の強化や緊急時における供給手段の確保などライフラインとしての機能を強化し、安全な水の安定的な供給を図ります。水道事業の経営については、水道諸業務の事務効率化及び民間委託の推進等により経営の安定化を図ります。

下水道については、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進し、適切で効果的な維持管理を行います。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇施設・設備の整備

上水道施設・設備の老朽化への対応や耐震性の強化を継続して行います。また、公共下水道の整備を推進するとともに、関係機関と連携し流域下水道の整備を促進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
第5次拡張事業の変更 (上下水道部 水道工務課)	取水設備の増設、美濃山浄水場1系列新設と改良、月夜田受水場全面改良及び配水設備の増改良を行う。	月夜田受水場更新・ 美濃山浄水場電気 計装設備改良工事	9号取水井 調査設計	9号取水井 設置工事
幹線道路配水管整備 (上下水道部 水道工務課)	水需要に対応した配水管の整備を進めるため、広域幹線道路や市内道路工事等の整備に合わせて、配水管を布設する。	御幸橋(木津川)橋梁 配水管添架等工事 等		市内道路 工事等の 整備に合 わせた配 水管敷設
老朽管の更新 (上下水道部 水道工務課)	水道事故防止のため、老朽化に伴う漏水の恐れのある配水管布設替工事を緊急性の高いところから順次行う。	老朽管の更新		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
配水池防蝕耐震化 (上下水道部 水道工務課)	配水池のコンクリートが劣化しているため耐震補強を行う。	美濃山低区 配水池1号 池耐震補強 工事等	西山第1配水場1号池耐震化工事	
公共下水道整備 (上下水道部 下水道課)	快適な生活環境の確保及び河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を推進する。  19年度実績：整備面積 1.62ha	整備推進		
雨水・汚水管渠維持管理 (上下水道部 下水道課)	雨水・汚水管路の調査結果を基に下水道管理システムで効率的に管理し、順次改築修繕工事を行う。	改築修繕工事		
水洗化普及啓発 (上下水道部 下水道課)	下水道供用区域の水洗化促進を図るため、未水洗家屋を訪問し普及に向けた啓発を行う。	普及啓発		
水洗便所設置奨励金 (上下水道部 下水道課)	下水道料金の減免制度に該当し、下水道処理区域内において、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する場合に奨励金を交付する。	奨励金交付		
水洗便所改造等資金あつ旋 (上下水道部 下水道課)	水洗便所の普及促進を図り、環境衛生の向上をめざし、水洗便所への改造に対する資金融資をあつ旋する。	水洗便所改造等融資あつ旋		
水洗化困難箇所ポンプ設置工事費助成 (上下水道部 下水道課)	立地条件により自然排水が困難な世帯に対し、自家用污水ポンプ施設設置費用を助成する。	ポンプ設置費助成		
調定事務等電算システム (上下水道部 水道総務課)	安定経営に向けた事務の効率化を図るために、電子計算機を導入し水道料金のコンビニエンスストアでの収納など調定事務等の健全化を図る。	システム運用		
下水道事業の地方公営企業会計移行検討 (上下水道部 下水道課)	下水道事業経営の健全性を確保するとともに経営基盤の強化を図るため、地方公営企業法の適用を検討する。	資産評価 作業	企業会計 への移行 の準備	企業会計 へ移行

### 第3節 公園・緑地・河川

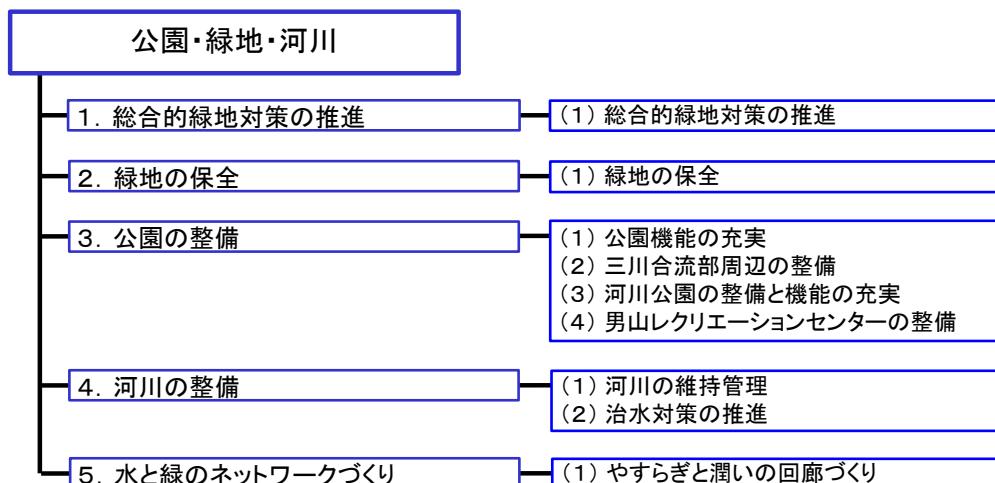
#### <基本方向>

公園については、自然、歴史、文化等の特性を活かしながら、広域的にも集客力のある公園機能の強化に努めるとともに、公園のもつ多面性を踏まえ、防災機能の強化やバリアフリー化に努めます。

男山をはじめとする緑地空間については、その保全を図るとともに、男山レクリエーションセンターの整備等と連携し、レクリエーションの場として活用を推進します。

河川については、防賀川の改修や排水ポンプ場の設置の促進等により、内水排除機能の強化が必要です。また、通水断面不足部分の改修やしゅんせつなど、市内中小河川の改良を進めます。河川がもつ多面的な機能を活かし、三川合流部、大谷川(放生川)、木津川等の親水化や水と緑のネットワークの形成に努めます。

#### <施策体系>



#### <重点取組>

##### ◇公園の整備

バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進や防災拠点としての機能強化を図るなど、公園機能を充実します。あわせて公園里親制度の普及に努めます。また、男山レクリエーションセンターについて、市民ニーズに対応した公園機能の整備を図ります。

##### ◇河川の整備

ごみの不法投棄防止等の河川美化や中小河川における水質の浄化など、河川の適正な維持管理を推進します。あわせて河川里親制度の普及に努めます。また、堤防強化、河道整備、内水排除機能の強化、中小河川のしゅんせつ・改良など、総合的な治水対策を推進します。

##### ◇やすらぎと潤いの回廊づくり

徒歩や自転車で周遊できる回廊を整備するとともに、市のシンボルゾーンである放生川の水量確保や親水化を促進します。

#### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
みどりのつどい (都市整備部 計画・公園課)	多くの恵みを与えてくれている緑のはたらきを見直し、緑を大切にし、育てていくために一人ひとりが行動を起こすきっかけとしてみどりのつどいを開催する。		ガーデニング講習会開催	

事業名	事業内容	計画期間内の取組				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
ふるさとの森等保全 (都市整備部 計画・公園課)	みどりを保護・育成し、生活環境の向上を図るため、「みどりの約束」を締結した土地所有者や樹木所有者に対して、支援を行う。 <P31 景観参照>	奨励金支給による保全推進				
公園維持管理 (都市整備部 計画・公園課)	公園施設・公園樹及び市民体育館の維持管理及びバリアフリーに配慮した補修等を行う。	指定管理者制度導入				
淀川三川合流部交流拠点整備 (都市整備部 計画・公園課)	国による三川合流部の自然・歴史環境や文化的な特性を活かした公園整備等を促進する。	要望活動				
○男山レクリエーションセンター整備 (都市整備部 計画・公園課)	リニューアルアンケート等にて平成19年度に作成した整備計画に基づき、3カ年計画でフットサル、テニス、ゲートボール等の多目的コートや多目的広場の整備を行う。	既存施設撤去等	整備計画推進			
八幡排水機場維持管理 (都市整備部 管理・交通課)	治水対策として、地盤の低いところを浸水被害から守るため、排水機場の管理を行う。	ポンプ運転・ゲート及び除塵機操作				
河川しゅんせつ等維持管理 (都市整備部 道路河川課)	浸水被害を防止するため、しゅんせつなど河川の維持管理を行う。	市内各所河川しゅんせつ等維持管理				
防賀川改修 〔府事業〕 (都市整備部 道路河川課)	浸水防止や自然にやさしい河川環境の創造をめざし、全面改修事業の促進を図る。	整備促進				
やすらぎと潤いの回廊づくり (都市整備部 道路河川課)	市民や来訪者が、自然や歴史・文化・観光関連施設等を安全で安心して周遊できるように、河川・緑地空間・既存道路を利用し、自転車・歩行者道の整備を行う。	京都府と連携のもと大谷川散策路整備				
○放生川再生試行 (都市整備部 道路河川課)	治水整備としては完了している放生川の水量確保や景観整備について京都府と連携のもと試行的な取組を行う。	水量確保や景観整備の試行的取組実施	対策検討			

## 第4節 防災

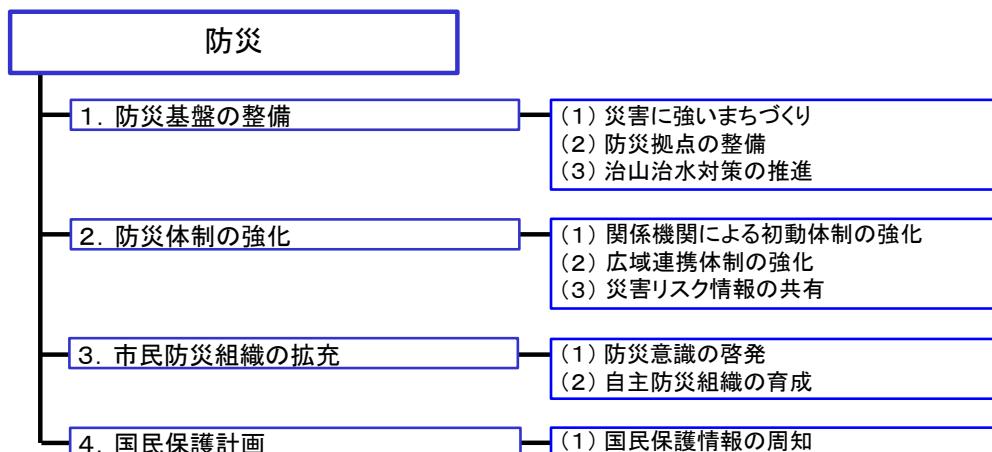
### <基本方向>

防災の一層の推進を図るため、自主防災組織がない自治会等に設立に向けた要請を行うとともに、資質を高めるための初期消火や救助訓練、救命講習等を開催します。また、計画的に防災資器材の整備・充実を進めます。

市民の安全・安心に向け、広域的な相互応援協定や事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡大を図ります。

また、国民保護対策については、人為的な災害への対策と捉えて、自然災害への対策と同様の観点に立ち、市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇災害に強いまちづくり

上下水道等のライフラインの強化、施設の耐震性・耐火性の強化、避難地の確保、公園の防災機能の強化など、災害に強いまちづくりに努めます。

#### ◇広域連携体制の強化

災害発生に備えて、広域的な相互応援体制を強化するとともに、事業者との災害発生時における物資の供給に関する協定の拡充を図ります。

#### ◇自主防災組織の育成

人材育成や防災資器材支援の計画的な実施により、全地域での自主防災組織の育成を図り、地域が一体となって災害弱者を守るための体制づくりを進めます。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
マンション耐震診断助成 (都市整備部 住宅課)	震災に強いまちづくりの推進をめざし、昭和56年5月31日以前に着工され完成している等の条件のもと、マンション(共同住宅)の耐震性の向上を図るため、所有者からの申請に基づき、耐震診断に要する費用の一部を助成する。 <P62 住宅・住環境参照>	マンション耐震診断費用助成		

事業名	事業内容	計画期間内の取組				
		平成20年度	平成21年度	平成22年度		
木造住宅耐震診断士派遣 (都市整備部 住宅課)	震災時に倒壊し避難路等の妨げとなる可能性の高い木造住宅について、昭和56年5月31日以前に着工され完成している延べ床面積240m <sup>2</sup> 以下のものを対象に耐震診断士を派遣する。 〈P62 住宅・住環境参照〉	耐震診断士派遣				
木造住宅耐震改修助成 (都市整備部 住宅課)	地震時等において大規模災害の可能性があり、また、倒壊して避難路等を塞ぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性の高い木造住宅について、昭和56年5月31日以前に着工等の条件のもと耐震改修経費の一部を助成する。 〈P62 住宅・住環境参照〉	木造住宅耐震改修費用助成				
小・中学校整備 (教育部 教育総務課)	耐震診断結果に基づき、校舎や体育館の耐震補強及び老朽化した施設の改修を行う。 〈P16 学校教育参照〉	八幡小学校体育館耐震補強工事等	八幡第二小学校耐震補強工事等	有都小学校耐震補強工事等		
地域防災行政無線整備 (総務部 総務課)	災害時の通信手段としての防災行政無線の点検・整備とともに、平成23年6月から実施となるデジタル化に伴う、通信体制の構築を行う。	新防災行政無線の調査	新防災行政システムの構築			
一般災害対策 (総務部 総務課)	災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、防災関係機関との連携を軸とする訓練等を実施する。	図上訓練実施				
防災資器材等整備 (総務部 総務課)	迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、災害応急活動に必要な資器材等の備蓄を行う。	防災資器材等(食糧、災害用仮設トイレ、折り畳等)備蓄				
自主防災活動 (消防本部 予防課)	自主防災組織の設立を図り、相互連携の強化や防災資器材整備及び防災活動を支援する。	自主防災推進協議会助成 防災活動用資機材等整備				
国民保護対策 (総務部 総務課)	八幡市国民保護計画等に基づき、具体的な避難実施要領を作成する。	国民保護避難実施要領のパターン作成等	国、府等との連携による訓練の検討			

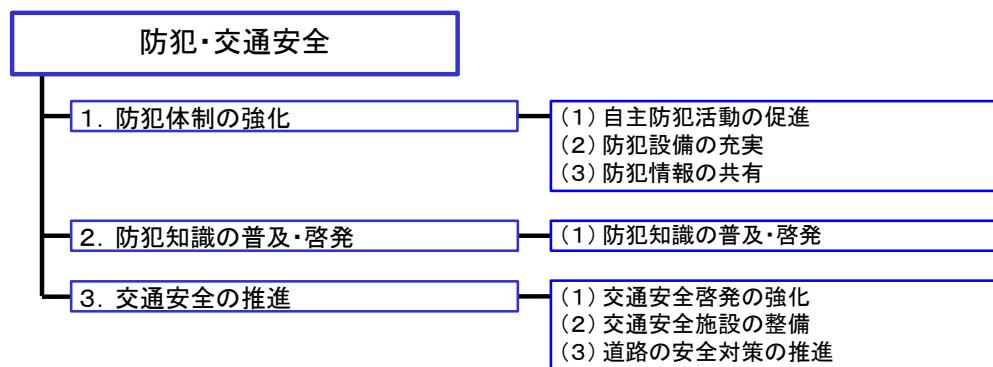
## 第5節 防犯・交通安全

### <基本方向>

警察と連携して市民参加の「こども110番のいえ」増設や公用車に「防犯パトロール中」のステッカーの掲示、防犯情報の共有化など市民や事業者、地域コミュニティとの連携を強化し、自主防犯活動を強め市民が安心して暮らせる安全で快適なまちを実現します。

また、交通安全施設の整備、放置車両対策の充実を図るとともに、高齢社会へ向けて交通ルールの遵守徹底を啓発するなど、交通安全対策を強化します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇自主防犯活動の促進

市民による防犯活動の促進や「こども110番のいえ」の拡充など、自主防犯活動の促進を図ります。

#### ◇防犯知識の普及・啓発

市民への防犯知識の普及・啓発を図ります。

#### ◇交通安全啓発の強化

交通ルールや交通マナーの啓発を強化するとともに、高齢者の交通安全対策を充実するなど、交通安全を啓発する取組を推進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
防犯対策 (総務部 総務課)	防犯対策を推進するため、防犯思想の普及・啓発、地域安全活動、暴力追放活動等を行う関係団体等の活動を支援する。			各種団体運営助成
交通安全指導 (都市整備部 管理・交通課)	学童等の交通安全意識の向上及び登校時における交通安全を図るとともに、一般通行者の安全を確保するために交通指導員を配置する。 19年度実績：指導員19人・指導日数201日			交通指導員配置
交通安全対策 (都市整備部 管理・交通課)	交通ルールの徹底や交通マナーの向上のため、市交通安全対策協議会の活動を支援する。			協議会運営助成
交通安全施設整備 (都市整備部 道路河川課)	危険防止のためガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の整備や歩道の改良等を行う。			交通安全施設新設・維持管理補修 歩道改良

## 第6節 消防・救急

### <基本方向>

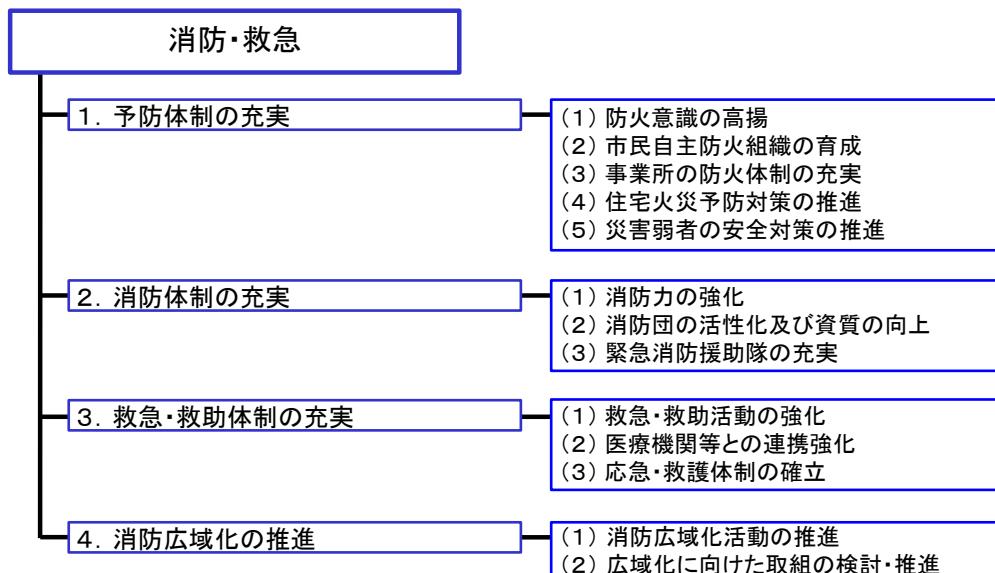
市民や事業所、消防関係者の防火意識の高揚を図るとともに、消防団や女性防火推進隊、自主防災組織等の人材の確保と育成に努め、地域ぐるみの防火体制の充実を図ります。

災害や事故等は、複雑・多様化、大規模化する傾向にあり、これらに迅速かつ的確に対応するため、消防団を含む消防車両や消防資機材等を整備するなど、消防体制の充実・強化を図ります。

急増する救急・救助需要に迅速かつ的確に対応するため、また、救命率の向上を図るため、救急車両や救急資機材等の充実・強化を図ります。

消防を取り巻く環境は日々変化しており、それに的確に対応するため、消防の広域化を推進します。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇消防広域化活動の推進

複雑・多様化、大規模化する災害・事故に的確に対応し、消防体制の充実・強化を図る観点から、消防の広域化について調査・研究を進めます。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
火災予防活動 (消防本部 予防課)	各種団体と連携を密にし、自主防災隊(会)等における防災訓練など火災予防啓発活動を実践する。	関係機関と連携した防災訓練等の実施		
女性防火推進隊活動支援 (消防本部 予防課)	高齢者等への火災予防指導や消火訓練、防火教室の開催など、女性防火推進隊の活動を支援する。 19年度実績：隊員30人・活動回数32回	高齢者宅防火訪問等の活動支援		
消防緊急情報システム整備 (消防本部 通信指令室)	初動の迅速化を図るため、発信地表示システムを付設し、携帯電話からの119番通報を直接受信できる通信指令施設を維持・保守する。	システム維持・保守		

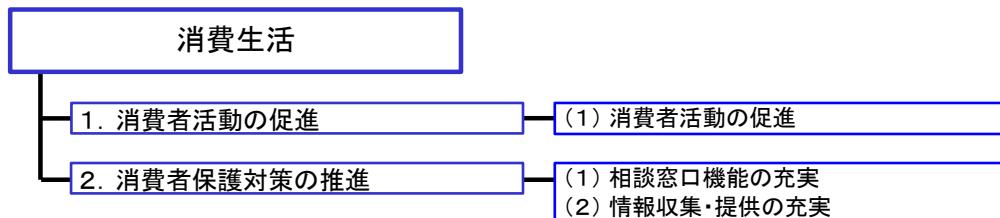
事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
常備消防活動 (消防本部 警備一課・二課)	複雑・多様化、大規模化する傾向にある消防業務に対応するため、常備消防資機材の点検整備・充実を図る。	救急自動車・はしご車等の点検整備		
常備消防技術向上 (消防本部 警備一課・二課)	職員に専門的な知識・技術を習得させ、救助技術の向上を図る。	消防学校で開催の救助技術指導会出場		
消防団活動支援 (消防本部 消防総務課)	地域における火災予防、消防と連携した消火活動等を行う消防団の運営及び活動に対して助成する。  19年度実績：消防団員 312人 出動回数(訓練・点検含む)205回	消防団運営・活動助成		
救急救助業務高度化 <救急救命士養成> (消防本部 警備一課・二課)	救急救助業務の高度化、年々増加する救急需要に対処し救命率の向上を図るため、救命士資格の取得を図り、救急医療体制を万全なものとする。並行して気管挿管等の実施に向けた病院実習を実施する。  20年4月1日現在救急救命士 13人	救急救命士養成 気管挿管等に向けた講習・医療機関での症例実習		
救急救命士指示センター (消防本部 消防総務課)	救命率向上のため、救急救命士が行う特定行為に対し医師の指示が必要であり、そのため京都府内共同で一極集中拠点方式にて医師の指示を受ける体制を整備する。	救急救命士医師指示業務委託		
救急活動啓発 (消防本部 警備一課・二課)	救急救命率の向上と応急手当の普及啓発を図るため、自動体外式除細動器(AED)の使用を取り入れた講習会を開催する。  19年度実績：開催回数 33回	普通救命講習会実施		
通信指令業務の一元化 <消防・救急無線デジタル化推進> (消防本部 通信指令室)	消防力の効率的運用、緊急通報体系の多様化等に対応するため消防・救急無線が平成28年5月までにデジタル方式に移行されることを受け、計画的・効率的な調整を図る。	京都府における消防広域化推進計画の進展状況確認 指令業務共同化も視野に入れた検討		

## 第7節 消費生活

### <基本方向>

I T化の進展、規制緩和の促進や国際化など社会経済情勢の急速な変化に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、消費者意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携による情報収集・提供の充実、相談窓口としての機能の強化を図り、消費者行政の推進に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇情報収集・提供の充実

消費者トラブルに的確に対応するため、関係機関との連携強化や情報交換、広報紙等の活用やセミナーの開催による情報提供の充実、啓発活動の強化を図るなど、消費者保護対策を推進します。

### <事業計画一覧表>

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
消費生活研究会活動助成 (政策推進部 秘書広報課) (生活情報センター)	くらしのルールを学び、考えて行動できる消費者になるための啓発活動等に助成する。	活動助成		
法律相談 (政策推進部 秘書広報課)	市民の法的権利を守るために、法律問題に関することに対し直接弁護士が相談を受け、解決に向けて助言する。 19年度実績：開催回数 24回・186件	法律相談実施		
消費生活相談 (政策推進部 秘書広報課) (生活情報センター)	生活情報センターの専門相談員が、市民の消費生活の安定を図るとともに消費者の利益を守るために、消費生活に関する相談に応じる。 19年度実績：相談件数 762件	消費生活相談常時開設		
消費生活情報の提供 (政策推進部 秘書広報課) (生活情報センター)	消費者意識の高揚を図るため、市民に消費生活に関する情報等の提供を行う。	啓発リーフレット等作成		

## 第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化

### —計画の推進など—

総合計画の実現に向け、市役所は市民に最も身近な行政組織として、効率的かつ効果的に運営されることが求められています。

そのために、職員を適材適所に登用するとともに、個々の資質を向上させる取組をこれまで以上に強化していきます。

また、民間の活力や手法の活用、行政の仕事を評価し、検証する仕組みの構築等を通じて、市民にとってよりよいサービスを効率的に提供できるよう努めます。

さらに、近隣市町との連携を深め、広域的な事業や活動により、効率性・効果性の向上が期待される取組について積極的に協力していきます。

#### ◇この章の取組の成果をはかる指標〔現状値は平成19年度の数値〕

指 標	計画当初値	現状値	目標値
経常収支比率	100.6%	101.4%	95.0%以下を目標とする
自主財源比率	51.4%	57.9%	計画当初値よりも高い比率とすることを目標とする
財政力指数	0.682	0.702	計画当初値よりも高い指数とすることを目標とする
*実質公債費比率	13.0%	—	13.0%
	7.9%	7.2%	計画当初値よりも低い比率とすることを目標とする

※上段の指標で総合計画書に記載されていますが、平成19年度に指標の算出方法の変更があったため、下段の指標に改めました。

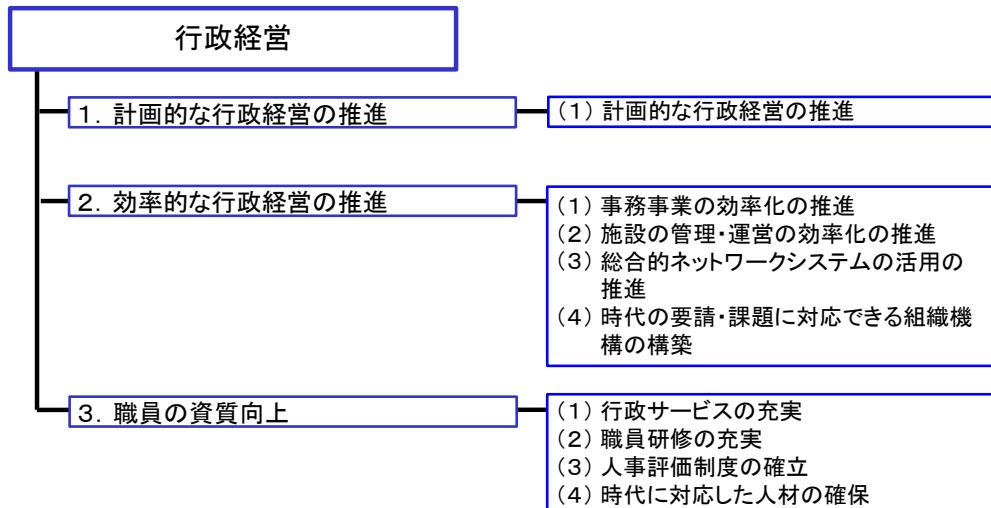
## 第1節 行政経営

### <基本方向>

複雑・多様化する行政需要に対応するには、計画的・効率的な行政経営の重要度が以前にも増して高くなっています。これに応えるために事務事業評価を施策及び政策評価も含めた行政評価へと展開していきます。

また、職員一人ひとりが説明責任を認識し、市民サービスの提供に努めるように職員の資質向上に努め、勤務態度や能力、実績を公正・的確に評価し、適正な処遇を行うことにより職員の意欲を高める人事評価制度の確立に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇事務事業の効率化の推進

行政評価システムの適正な運用や行政手続きの簡素化等を推進し、事務事業の効率化を進めます。

#### ◇時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築

緊急事態等に対応できる柔軟な組織体制への改革、簡素で効率的な組織・機構の確立を図り、まちづくり等に関連する事業活動を行う民間企業との連携強化に取り組みます。

#### ◇人事評価制度の確立

職員の意欲を高める適正な人事評価制度を確立します。

### <事業計画一覧表>

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施計画策定 <第4次総合計画推進> (政策推進部 政策推進課)	予算編成の効率化と総合計画に基づくまちづくりを計画的に推進していくため、基本構想、基本計画の具現化を図る実施計画を策定する。	第2次実施計画(3カ年)	第3次実施計画(3カ年)	第4次実施計画(3カ年)
企画調整<要望活動> (政策推進部 政策推進課)	総合計画の推進を図るために、国・京都府事業の促進や市の各施策に対する支援を要望する。	要望活動		
統計書作成 (政策推進部 政策推進課)	行政運営の基礎資料にするため、各種統計調査の結果をまとめ統計書を作成する。	統計書作成 市ホームページに掲載		

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
事務事業評価システム (政策推進部 政策推進課)	事務事業について、市民の便益あるいは満足度の向上という視点から、有効性・効率性を評価するシステムの効果的な運用をめざす。	市民アンケート実施 システム運用		
財務会計システム運用 (政策推進部 財政課)	財務会計業務の迅速化、効率化を図るため、予算編成・執行管理・決算を中心とした財務会計システムを運用する。	システム運用		
○地域窓口・出張地域窓口開設 (市民部 市民課)	市民の利便性の向上を図るため、住民票・印鑑証明・戸籍謄本等を市内4カ所全ての地域窓口で発行する業務を行う。 また、自動車文庫を利用し長町北・南、樋ノ口地域を巡回しながら申請受付をし、各書類を郵送にて交付する出張地域窓口を開設する。	地域窓口での市民課証明発行業務実施(4カ所) 自動車文庫で出張地域窓口開設		
組織改正 (政策推進部 政策推進課)	第4次総合計画並びに第4次行財政改革を限られた財源と人員で推進していくために、簡素で効率的かつ効果的な組織機構の構築を図る。	組織改正実施	—	
職員研修 (総務部 人事課)	総合的な職員育成の方向性を示す人材育成基本方針を策定するとともに、公務員としての使命感と責任感を持ち、自らの果たすべき役割を認識し、自主的かつ主体的に行動できる職員の育成を図るために、各種研修を実施する。	研修実施 人材育成基本方針策定		
人事評価制度 (総務部 人事課)	職員の能力や業績等を反映した人事管理を行い、あわせて継続的な人材育成と職務意欲の高揚を図る。	評価者研修実施 階層別導入		
職員採用 (総務部 人事課)	今後10年間に約300人の職員が定年退職となることから、将来の年齢構成及び組織の新陳代謝や活性化を図るため、必要最小限の範囲で計画的な採用を行う。	計画的職員採用		

## 第2節 財政運営

### <基本方向>

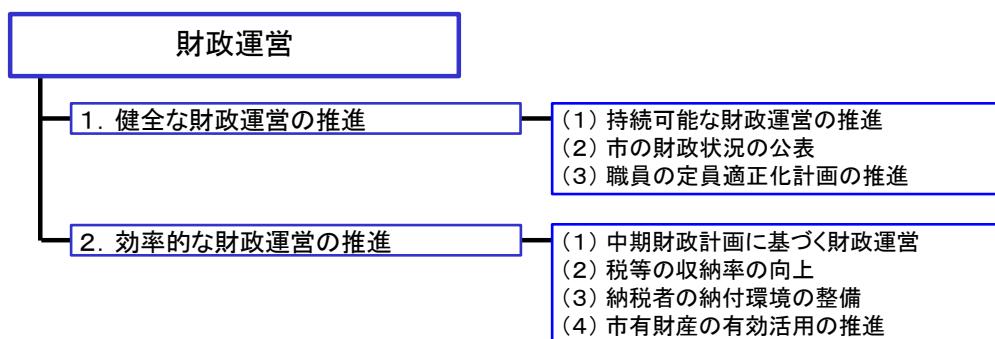
職員一人ひとりがコスト意識をもち、徹底的に無駄を省き、自主財源の確保に努めます。

職員の定員適正化計画の推進とともに、知恵を絞り市民との協働によるゼロ予算事業を展開します。

商工業の活性化と優良企業の誘致により法人市民税や固定資産税の增收を図り、均衡の取れた歳入構造とし、安定した財政基盤の確立をめざします。また、使用料や負担金等の適正化と税等の収納率の向上等により公平化を図ります。

税の徵収にあたっては、法務部門の強化等を行い、法的措置等を視野に入れた体制づくりと納税者の納付環境の整備に努めます。

### <施策体系>



### <重点取組>

#### ◇持続可能な財政運営の推進

行財政改革に基づいた取組の強化や自主財源の確保、コストの削減等を図り、持続可能な財政運営を推進します。

#### ◇中期財政計画に基づく財政運営

中期財政計画に基づき効率的な財政運用を推進するとともに、予算枠配分や市民公募債についても検討を進めます。

#### ◇税等の収納率の向上

関係機関との連携のもと、税等の収納率の向上を図り、負担の適正化・公平化を推進します。

### <事業計画一覧表>

事業名	事業内容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
第4次行財政改革 (政策推進部 政策推進課)	安定した行財政基盤を確立し、魅力あるまちづくりと新たな市民ニーズを実現するため計画期間を平成19年度～21年度と定め行財政改革を推進する。	実施計画進行管理 第5次行財政改革実施計画策定		
○地方公会計の整備・推進 (政策推進部 財政課)	これまでの自治体会計制度では見られなかったストックやコスト概念を取り入れ、行政資源全般を視野に入れた普通会計及び公営企業会計の決算に基づく連結ベースでの財務諸表4表を財政運営の指標として作成する。	財務諸表4表の作成と財政分析の研究	平成20年度決算に基づく公会計財務諸表4表の整備・公表	平成21年度決算に基づく公会計財務諸表4表の整備・公表

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
定員適正化 (総務部 人事課)	健全な行財政の確立と団塊世代をはじめとする職員の大量退職に備え、平成22年4月時点での目標値を599人と定め、職員定数の適正化を推進する。	適正化推進		
中期財政計画策定 (政策推進部 財政課)	多種多様な市民ニーズに応えるため、また、地方分権のもと地方公共団体の責任の重大性から中期財政計画を策定し、ムダを削り必要な施策に予算を重点配分するなど、効率的で持続可能な財政運営をめざす。	計画点検・見直し		
課税・納税業務 (市民部 市民税課) (市民部 資産税課) (市民部 納税課)	市税における市民負担の公平・公正の観点等から、国や京都府との連携を推進し、課税客体の把握と未収金対策の取組を行い財源確保に努める。また、口座振替の推進やコンビニエンスストアでの納付を軽自動車税以外のものにも拡大し、納税者の納付環境の整備を推進する。	関係機関との連携 適正な納付環境検討 コンビニ 収納の拡大		

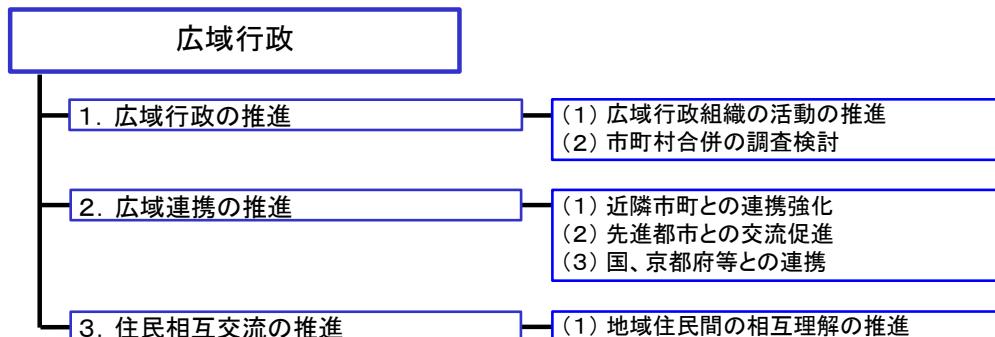
### 第3節 広域行政

#### ＜基本方向＞

地方分権が進むなか、これまで以上に自立が求められる一方、環境問題をはじめさまざまな分野で市町村域、府県域を越える広域的な取組を推進します。

京都南部都市広域行政圏をはじめ京都、大阪等の近隣市町、さらには府県、国との連携強化に努め、広域的な課題の解決に向けた事業の展開を推進します。

#### ＜施策体系＞



#### ＜重点取組＞

##### ◇近隣市町との連携強化

生活圏の拡大に伴う広域的な課題解決に向けて、府内のみならず府域を越えた市町との連携を強化し、交流を活発化します。

##### ◇地域住民間の相互理解の推進

近隣市町との広域連携事業を通じた地域住民間の交流、市民による地域間交流を推進し、相互理解を深めます。

#### ＜事業計画一覧表＞

事 業 名	事 業 内 容	計画期間内の取組		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
京都南部都市広域行政圏推進 (政策推進部 政策推進課)	6市4町で構成される京都南部都市広域行政圏推進協議会において、広域行政計画の策定及び要望活動を行う。	広域事業に関する計画策定 広域要望実施		
京都都市圏自治体ネットワーク会議 (政策推進部 政策推進課)	京都(16市町)、滋賀(11市町)、大阪(2市町)で構成する京都都市圏自治体ネットワーク会議において、行政区域を越えた広域的情報交換等を行う。	パンフレット作成 ホームページ運用		
乙訓・八幡広域連携事業推進協議会 (政策推進部 政策推進課)	3市1町で構成する乙訓・八幡広域連携事業推進協議会において、三川合流・男山・天王山・西ノ岡丘陵等の貴重な自然を活用して、地域の魅力の発信と啓発を図るため調査研究を行う。	調査・研究 ホームページによる情報発信		
淀川舟運整備推進 (政策推進部 政策推進課)	京都・大阪の10市町で構成される淀川舟運整備推進協議会において淀川舟運整備事業の推進を図る。	調査・研究 国への要望活動		